

日本グランド・ロッジ

憲章

第1章 グランド・ロッジの構成その他

第1条 公式名称

当グランド・ロッジの公式名称は「ザ・モースト・ウォーシップフル・グランド・ロッジ・オブ・ジャパン」とする。

第1条a項 公印（シール）

当グランド・ロッジは公印（シール）を備え、その意匠、文字等は後日これを定めるものとし、公印はグランド・ロッジの権限に基づき発行するすべての公文書上に押印される。

第2条 その構成

当グランド・ロッジは日本国において選出されたフリーメイスンの代表機関であり、その役員構成は以下である。

グランド・マスター	デピュティ・グランド・マスター
シニア・グランド・ウォーデン	ジュニア・グランド・ウォーデン
グランド・トレジャラー	グランド・セクレタリー
シニア・グランド・レクチャーラー	グランド・チャプレン
グランド・オレーター	グランド・マーシャル
グランド・スタンダード・ベアラ	グランド・スオード・ベアラ
グランド・バイブル・ベアラ	ジュニア・グランド・レクチャーラー
シニア・グランド・ディーコン	ジュニア・グランド・ディーコン
グランド・スチュワード（2名）	グランド・パーシバント
グランド・オーガニスト	グランド・タイラー

第3条 役員資格

過去に当グランド・ロッジ傘下のロッジ・マスターとして在任し、現在も傘下のロッジに在籍するすべてのパスト・マスターは、グランド・セクレタリー所管の名簿に記載された後は、グランド・ロッジのすべての総会へ出席し、審議に参加し、委員会への任命を含むグランド・ロッジ役職に就任の資格を有する。

第4条 役員定数

当グランド・ロッジの役員定数は以下である。

グランド・マスター	1名	デピュティ・グランド・マスター	1名
シニア・グランド・ウォーデン	1名	ジュニア・グランド・ウォーデン	1名
グランド・トレジャラー	1名	グランド・セクレタリー	1名
シニア・グランド・レクチャーラー	1名	グランド・チャプレン	1名

グランド・オレーター	1名	グランド・マーシャル	1名
グランド・スタンダード・ベアラ	1名	グランド・スワード・ベアラ	1名
グランド・パイプ・ベアラ	1名	ジュニア・グランド・レクチャー	1名
シニア・グランド・ディーコン	1名	ジュニア・グランド・ディーコン	1名
グランド・スチュワード	2名	グランド・パーシバント	1名
グランド・オーガニスト	1名	グランド・タイラー	1名

第5条 役員の就任資格

現在のロッジ・マスターまたはパスト・マスター以外は、如何なる者もグランド・ロッジ役員に就任することは出来ない。

(注釈)

パスト・マスターの称号(タイトル)は正式に選出、あるいは認証状にその名を記載されて就任し、当グランド・ロッジ傘下の認証されたロッジにおいてマスターとして任期を終了し、現在も傘下ロッジに有資格会員として在籍する者のみに適用される。例外として、当グランド・ロッジ以外の相互承認関係にあるグランド・ロッジ傘下において、正式に選出されたかあるいは認証状に記載され、正規に認証されたロッジにおいてマスターとして任期を終了した会員でその後、当グランド・ロッジ傘下のロッジに転入加入、あるいは重複加入し、現在、有資格会員として在籍する者もパスト・マスターの称号を与えられ、当グランド・ロッジの構成員の一員となる。

ここで述べる「任期」の定義を明確化すると、マスターの任期は本来、本憲章に述べられる所定の12カ月の任期を意味するが、なんらかの正当な理由のある場合(例えば、正式に就任したマスターが在任中に当管轄地域から転出した場合や、その死亡、精神的不能状態、資格停止、除名などの場合)、ロッジはグランド・マスターの特免により、福音史家(エヴァンジリスト)聖ヨハネの日(12月27日)の直前の月例会議における正式の役員選出時期より前に、新マスターの選出と就任を行うことができるが、この場合、任期期間の最後に在任したマスターのみがパスト・マスターの称号を与えられ、他の期間に在任したマスターにはこの称号は与えられない。

(1961年 法制委員会報告 p.61-62)

第6条 総会への出席

他グランド・ロッジ傘下より当管轄化へ転入してきたパスト・マスターは当グランド・ロッジ傘下のロッジへ加入したあとは、当管轄地域においてパスト・マスターとしてのすべての特典と権利を享受する資格を有する。

有資格のマスター・メイスンはグランド・マスターの裁量により、総会出席の特典を得ることができる。ただし、特典として出席を許されたマスター・メイスンは総会の議案審議に関しては発言権も投票権も持たない。

第7条 役員の称号

グランド・マスターは「モースト・ウォーシップフル」の称号を持ち、他の選出グランド・ロッジ役員は「ライト・ウォーシップフル」、任命によるグランド・ロッジ役員とパスト・マスターおよび現在のロッジ・マスターは「ウォーシップフル」の称号、シニア・グランド・レクチャーは「ベリー・ウォーシップフル」、グランド・チャプレンは「ベリー・レバレンド」呼称される。また過去に選出されたグランド・ロッジ役員はその後も選出時の称号を保持する。

第 8 条 役員 の 服 装

グランド・ロッジ役員は総会においてはその役職にたいして定められる宝章とエプロンを着用する。

第 9 条 役員 の 選 挙

グランド・ロッジの役員選挙は年次総会の最終日に行い、無記名投票の多数決により選出する。

第 10 条 グランド・ロッジの権威と機能

日本グランド・ロッジは管轄化のフリーメイスン団体に対し最高の権威を有し、地域内に所在し在住するすべての傘下メイスン会員は、これにたいして忠誠と無条件の服従義務を持つ。

その機能は立法、司法、行政の全分野におよび、その立法機能により規約を制定し、司法機能により規約に法的解釈を与え、行政機能によって規約を執行する。

第 11 条 紛争の上訴、調査と裁定

グランド・ロッジはその司法機能により、傘下ロッジ間の紛争、所属ロッジの異なる会員間の軋轢、グランド・ロッジ役員や他の構成員および傘下ロッジの秩序維持、その他、傘下に発生した紛争の調整と綱紀維持のためにメイスンとしての調査を必要とするすべての事項に関して不満を持つ当事者からの上訴のあった場合は、これに応じて問題の調査を行い裁定を下す。

第 12 条 多数決の原則

グランド・ロッジのすべての事案は、特に規定の無い限り、多数決により票決される。議事促進のため特定の事案についての決定を主宰者に一任する場合を除き、賛否投票が同数の場合は、グランド・マスターまたは主宰者は自己の固有票を加えさらに一票を投ずることができる。

第 13 条 委員会への付託

如何なる事案も更に詳細な調査を要する場合は委員会に付託して報告を求めることができる。

第 14 条 発言回数とその方法

何人も主宰者の許可なく同一主題に関して2回をこえてそれ以上、発言することはできない。また主宰者にたいしてはつねに起立して発言する。

第 15 条 年次総会開催地と日付

グランド・ロッジの年次総会は3月の第2月曜日につづく金曜日、午前9時よりグランド・ロッジが年々定める場所において開催する。東京は当グランド・ロッジの所在地(グランド・イースト)であり、すべての公文書は東京における日付による。

第 16 条 役員 の 選 出 と 就 任

年次総会において役員 の 選 出 および 就 任 が 行 わ れ る が、グランド・マスターに選出されたものは同職に就任する前の一年間をデピュティ・グランド・マスターとして就任し、デピュティ・グランド・マスターの選出はおこなわない。傘下のフリーメイスンに関するすべての事案が審議され票決される。グランド・ロッジ開催中は毎日散会はするが、全議案の審議終了までは閉会とはしない。グランド・マスタ

ーに選出されたものは、翌年グランド・マスターに就任する前の一年間をデピュティ・グランド・マスターとして努めなければならない。(2010年改訂)

第17条 グランド・ロッジ役員の投票権

出席したすべてのグランド・ロッジ役員は、選出、任命に関わらず1票を持ち、さらに元選出の役員もそれぞれ1票の投票権を有する。

第17条 a 項 ロッジの投票権(1)

総会出席の各ロッジは出席の主要役員の1名または指名された代表によって、役職上の投票権と重複しない限り、ロッジの3票の投票数を行使することができる。また、出席のすべてのパスト・マスターは上記の投票権と重複しない限りそれぞれ1票の投票権を行使できる。

第17条 b 項 ロッジの投票権(2)

資格に基づいて投票権を行使するグランド・ロッジ役員、元グランド・ロッジ役員またはパスト・マスターは重複して上記資格の投票権を行使してはならないが、これらの有資格者は上記資格に基づく投票権と重複しない限り、ロッジのマスター、ウォーデンまたは指名された代表としてのロッジの投票権を行使することはできる。この条項はグランド・マスターには適用されない。

第17条 c 項 ロッジの投票権(3)

ロッジが2名のロッジ役員により代表された場合、上位の役員が3票のロッジ票のうち2票を行使できる。

第17条 d 項 ロッジの投票権(4)

ロッジより投票権のある役員または代表者1名のみ出席の場合は、出席者はロッジの持つ3票すべてを行使できる。

第17条 e 項 ロッジの投票権(5)

如何なるロッジも、12ヵ月をこえてグランド・ロッジへの納付金を滞納した場合は、その代表する投票権の行使は許されない。

第17条 f 項 グランド・マスターの投票権

無記名投票の場合を除き、賛否投票が同数の場合は、グランド・マスターはその固有票に加え1票の決定票を投ずることができる。

第18条 総会不参加ロッジ

いかなるロッジも2年間連続して正規に就任したマスターまたはウォーデンの総会への出席のない場合、グランド・セクレタリーは文書によりロッジの承認状の停止を警告し、3年目に更に出席のない時は、欠席がグランド・ロッジにより止む得ないものと認められない限り、そのロッジの認証状は取り消される。

第19条 役員の職務

役員は正式に就任するまではその職務を遂行できない。または前任の役員はその後任者が正式に就任

するまでは、職務を継続しなければならない。すべての選挙は多数決による。

第20条 議事審議への出席数

グランド・ロッジの開催に当たり、過半数の傘下ロッジよりの出席のない限り、議事を審議してはならない。

第2章 グランド・マスター

第21条 その地位

グランド・マスターは当管轄下におけるフリーメイソンの最高権威者であり、日本国の傘下メイソンのグランド・マスターとしてグランド・ロッジのすべての総会を主催する。

第22条 その決定

グランド・マスターはつねに団体の秩序を維持し、憲章の定める場合を除き、その裁定に対する異議は許されない。

第23条 その特権

グランド・マスターはその最高位に固有の特権を持ち、これを行行使することができる。

第24条 臨時のグランド・ロッジ開催

グランド・マスターは適切と認める日時と場所において、いかなる場合にもグランド・ロッジ開催の特権を有する。

第25条 主宰権限

グランド・マスターは日時、場所のいかんを問わず、フリーメイソンのすべての集会を主宰する権限を有する。

第26条 その他の権限

グランド・マスターはすべてのロッジに立ち入り、その議事録を監査し、議事運営に加わり、誤りがあればこれを是正する権限を有する。

第27条 グランド・ヒストリアン

グランド・マスターは適任で有能な会員を選び、その年のグランド・ヒストリアンに任命することができる。グランド・ヒストリアンはグランド・マスターの指示によって随時、業務を遂行し、その誠実な義務遂行に対しグランド・ロッジの定める報酬を受け取ることができる。

第28条 グランド・トレジャラーとグランド・セクレタリーの補充

グランド・トレジャラーまたはグランド・セクレタリーの死亡、管轄地域外への転出、その他職務遂行不能などの場合は、グランド・マスターは任命により空席を補充しなければならない。この場合、任命された者は就任式をへて、役職に伴う通常のすべての権威、権限、栄誉および特権を与えられ、次の年次総会までその職務を遂行する。

第 29 条 特免状の発給

以下の場合、グランド・マスターは傘下ロッジに特免状を発給することができる。

- (1) 同一の集会において 2 階級の授与までは特免状を要しないが、其れより多数の階級を授与する場合。
- (2) 必要とするロッジへの 1 カ月の予告期間無しに入会させる場合。
- (3) 管轄地域内における必要な居住期間を満たさない候補者の入会申請を受理し、これを票決する場合。
- (4) 所定の期間内に役員（単数または複数）の選出または就任を行う場合。
- (5) ウォーデンの就任未経験の一般会員をロッジ・マスターとして選出する場合。

(1970 年、1978 年改定)

(注釈)

現任のウォーデンまたはパスト・マスターが当グランド・ロッジの管轄地域内に在住している状態で、ウォーデン未経験者の一般会員をマスターに選出した場合、ロッジはその一般会員の選出後、就任以前にグランド・マスターより就任にたいする特免状の発給を必要とする。一方、現任のウォーデンが管轄地域内に在住しない場合は、一般会員のマスターへの選出以前に特免状を申請することができる。

(1962 年 法制委員会報告 p. 38)

グランド・マスターはロッジの要請のある場合、月例会議開催日の変更を許可することができる。ただし、役員選挙の行われる 1 2 月の月例会議はこの限りではない。

(1965 年 法制委員会報告 p.78)

第 30 条 ロッジ開設の特免状

グランド・マスターは新たにロッジ開設のため特免状を発給することができるが、この特免状の有効期限は次の年次総会までとする。

第 31 条 メイスン資格の即時授与

グランド・マスターは臨時のロッジを開き、メイスンの資格を即座に授与することが出来る。ただし、フリーメイスンの道標に反したり、以前にいずれかのロッジにおいて入会申請を却下された者やメイスンとして適切な資格を持たない者を入会させてはならない。

第 32 条 認証状の一時停止

グランド・マスターは十分な理由のある場合、ロッジの認証状を没収することが出来る。この場合、ロッジの儀式執行は停止され、集会も禁じられる。但しこの一時停止は、認証状取り消しの唯一の執行機関であるグランド・ロッジの次の総会まで有効とする。

第 33 条 ロッジ・マスターの職権の一時停止

グランド・マスターは十分な理由のある場合、時期総会までの間、ロッジのマスターの職権を一時停止することが出来る。ただしこれは当該ロッジ・マスターのマスター・メイスンとしての資格を剥奪するものではない。

第 34 条 グランド・レプレゼンタティブ（代表）の指名

グランド・マスターは当グランド・ロッジと相互承認関係にあるグランド・ロッジにたいするレプレ

ゼンタティヴ(代表)を指名し、かつ、そのグランド・ロッジよりの当グランド・ロッジに対するレブレゼンタティヴ(代表)指名を受理、信任することができる。

第35条 グランド・インスペクターの指名

グランド・マスターは傘下ロッジにたいする公式代理として、グランド・インスペクターを指名することができる。グランド・インスペクターには当グランド・ロッジの定める権限と職責が与えられる。

第36条 緊急の場合の特免状発給

グランド・マスターは必要に応じて、通常必要とする7名より少ない出席会員により集会を開催する許可を与えることができる。(この種の特免状発給に手数料は要しないが、4名以下の出席会員数による開催は原則として許可されない。) ロッジ再開目的の場合は有資格会員のいかなるロッジへの加入も認めことができ、また、承認状や特免状に定められていない場所やロッジでの階級授与を許可することができる。

第36条a項 緊急時の支出

グランド・ロッジの休会中、理事会の緊急招集が困難な場合は、グランド・マスターは予算措置あるいは支出を命ずることができる。しかし、グランド・マスターはできるだけ早い時期に予算措置を理事会に通告し、予算措置あるいは支出が¥25,000を超える場合は、次の総会に緊急措置を必要とした状況を報告する。
(1996年改訂)

第37条 グランド・マスターの代行

グランド・マスターがグランド・ロッジに不在の場合は、デピュティ・グランド・マスターが代行し、その不在時には序列に従ってグランド・ウォーデン(複数)、これら全役員不在の場合は、グランド・ロッジの名簿に記載された最古参のパスト・マスターがその任を代行する。この順序は、グランド・マスターの死亡、心身喪失または管轄地域よりの不在時にも適用される。

第38条 グランド・マスターの職権乱用

グランド・マスターが職権を乱用し、自らの言動により会員の服従と恭順に値しないと考えられた場合には、傘下5ロッジにより、その任期中いつでもグランド・ロッジに対して問責を勧告することができる。グランド・ロッジはこの勧告に基づいて査問を行ない、その結果、3分の2の票決により有罪と判定された場合はグランド・ロッジの定める処罰を受けるものとする。

第3章 デピュティ・グランド・マスター

第39条 職務の代行

グランド・マスターのグランド・ロッジまたは管轄地域からの不在時には、デピュティ・グランド・マスターは、これに代わってすべての職責と権限を継承し、その職務を代行する。

第4章 グランド・ウォーデン

第40条 職務の代行

グランド・マスターおよびデピュティ・グランド・マスターの不在時には、シニア・グランド・ウォー

ーデンが、またはその不在時にはジュニア・グランド・ウォーデンがグランド・マスターと同等の権限をもってその職務を代行する。

第41条 (1,966年3月18日のグランド・ロッジ決定により削除)

第5章 グランド・トレジャラー

第42条 基本職務

グランド・トレジャラーはグランド・ロッジのすべての資金、資産、証券および証書類を管理する。

第43条 支出

グランド・トレジャラーは規定にしたがい、またはグランド・ロッジの指示により、正式に作成されたすべての支払い命令を実行する。

第44条 経理業務

グランド・トレジャラーは必要に応じて、グランド・ロッジまたはその主宰者の下に帳簿および職務に関するすべての書類を持って出席し、されに、必要に応じてグランド・ロッジの経理関連の委員会に出席しなければならない。

第45条 経理報告

グランド・トレジャラーは毎年、グランド・ロッジに対して、項目別、受領別、支払先別の収支金額、ならびに管理下にあるグランド・ロッジの証券類の金額を報告する。

第46条 責任保障保険契約

グランド・ロッジは要請のあった場合、グランド・ロッジまたは後任者にたいして、管理下のグランド・ロッジの前資金と全資産を支払いあるいは返還する旨を保障する責任保障保険契約を結び、これをグランド・マスターに提出して承認を求める。ただし、上記契約に要する費用はグランド・ロッジの負担とする。

第47条 業務の引き継ぎ

グランド・トレジャラーは任期満了時に、管理下のすべての現金、証券類、負債証書、帳簿類、書類その他、管理下にあるグランド・ロッジの全資産を必要に応じて業務引継ぎの書類とともに、後任者またはグランド・ロッジの指名する者に引き渡す。

第48条 補佐役

グランド・トレジャラーはマスター・メイスン1名を補佐として任命できるが、この任命により補佐役をグランド・ロッジの一員とすることはできない。

第49条 報酬

グランド・トレジャラーはその職務にたいして、グランド・ロッジの定める報酬をうけるものとする。

第6章 グランド・セクレタリー

第50条 議事録

グランド・セクレタリーはグランド・ロッジのすべての議事を、正確かつ公正に記録し保管する。年次総会の議事録は、グランド・ロッジより特別の指示のない限り、可及的すみやかに十分な数量を印刷し配布する。

第51条 会員記録

グランド・セクレタリーは傘下ロッジよりの報告に基づき、参加ロッジのすべての新入会員と所属会員に関する所定の全事項を記録し保管する。

第52条 文書と公印

グランド・セクレタリーはグランド・ロッジへのすべての文書類を受け取り、整理整頓してこれを保管するとともに、公印（シール）の管理に任ずる。

第53条 署名と証明

グランド・セクレタリーはグランド・ロッジの発給するすべての公文書に書名を付してこれを証明する。

第54条 年次報告書と納付金

グランド・セクレタリーは傘下ロッジよりの正規の報告書とともに納付された納付金を受領し、これを正確に記帳し、遅滞なくグランド・トレジャラーに引き継ぐ。

第55条 ロッジよりの年次報告書

グランド・セクレタリーは年度毎に、項目別、受領先別に、受け取った金額をグランド・ロッジに報告し、また、傘下ロッジが選挙結果、会員数、納付金に関する正確な年次報告その他、ロッジの運営概況の提出をおこたり、これによりグランド・ロッジの正確な情報の把握を妨げ、その対応に支障をきたすおそれのある場合にはこれを報告する。

第56条 通信事務

グランド・セクレタリーはグランド・マスターの指示により所定の様式にしたがって、グランド・ロッジの通信事務に任ずる。

第57条 集会への出席

グランド・セクレタリーは所管のすべての必要書類とともにグランド・ロッジのすべての集会に出席し、必要に応じてグランド・マスターの職務執行に随行する。

第58条 執務時間

グランド・セクレタリーは通常のオフィスの執務時間に事務を取り扱い、日曜と日本の祝日は休日とする。

第59条 年次総会議事録

グランド・セクレタリーは印刷ができ次第、グランド・ロッジの年次総会議事録を全傘下のロッジお

よび交流関係にある他のグランド・ロッジへ送付する。

第60条 補佐役

グランド・セクレタリーはマスター・メイスン1名を補佐役に任命することができるが、この任命による補佐役はグランド・ロッジの一員とはみなされない。

第61条 速記者

グランド・セクレタリーはグランド・ロッジの年次総会議事録作成補助のため、マスター・メイスン1名を速記者として用いることができる。速記者には報酬としてグランド・ロッジの定める金額を支払う。

第62条 臨時総会

グランド・セクレタリーはグランド・マスターの命により、重要案件に関する臨時総会開催の通知を傘下ロッジとグランド・ロッジ役員に送付する。

第62条 a 項 死亡証明

グランド・セクレタリーはロッジの要請がある場合、会員の遺族にグランド・ロッジの証明書（所定の書式により死亡した会員が有資格会員であった旨の証明）を無料で送付する。

第62条 b 項 備品管理

グランド・セクレタリーは休会中のグランド・ロッジの宝章、用具、着衣その他の備品の保管に任ずる。

第62条 c 項 審議未了案件の提示

グランド・セクレタリーは年次総会においてすべての審議未了の案件を報告し、その他、管轄下にあるとみなされるすべての事項に注意を喚起する。

第62条 d 項 支払い命令書

グランド・セクレタリーは、グランド・ロッジの承認するすべての支払い予算、休会中に生じた緊急事態にたいするグランド・マスターの支払い命令、および、財務投資委員会が監査し理事会の承認した支払い事項と請求、これらに関して、グランド・トレジャラーに支払命令書を発給する。

第62条 e 項 報酬

グランド・セクレタリーはその職務にたいする報酬として、グランド・ロッジの定める金額を受領する。

第62条 f 項 責任保障保険契約

グランド・セクレタリーは就任後15日以内に、本憲章に定める職務の忠実なる遂行の保障のため、グランド・マスターの承認する金額の責任保障保険契約を結び、これをグランド・マスターに提出する。ただし、契約の費用はグランド・ロッジが負担する。

第62条 g 項 その他

グランド・セクレタリーは上記の他に職務に関してグランド・ロッジの指示する業務を遂行する。

第7章 グランド・ロッジの任命役員

第63条 グランド・チャプレン

グランド・チャプレンはグランド・ロッジの開会、閉会にあたり祈祷を行い、グランド・マスターの指示によりフリーメイスンの葬儀を司祭し、グランド・ロッジによる聖ヨハネの日、その他の公開儀式においても礼拝を執り行う。

第64条 グランド・レクチャー

シニアおよびジュニア・グランド・レクチャーは管轄下のインスペクターに儀典と儀式次第を指導し、各ロッジを訪問し適切な場所で講習を行ない、さらに単に所定の儀式の指導のみでなく、確実にこれを実行させなければならない。

インスペクターに指示して、選出されたロッジ・マスターを試験し、マスターがロッジ運営に関するグランド・ロッジの憲章、布告その他の諸規定に精通し、儀式や講義にも習熟していることを確認させる。習得の努力をしなかったり、努力不十分な場合には資格証明書の交付を保留させなければならない。

年次総会においては各インスペクターの年間の詳細な活動と参加全ロッジの状況をグランド・ロッジへ報告する。

グランド・レクチャーはインスペクターに各自の職責を指示し、グランド・ロッジ所定の儀式と講義に熟達しインスペクターの地位にふさわしい練達度に達した者には資格証明書を交付し、また、ロッジ役員の習熟度も試験しこれにも証明書を交付する。

年次総会中またはその前後に、インスペクターとその他の会員のために最低1回以上の研修目的のロッジを開催する責任を有する。

グランド・レクチャーはその任務にたいしてグランド・ロッジの定める報酬を受けるものとする。

第64条 a項 インスペクターの資格

インスペクターはグランド・マスターにより任命されるが、就任に先立ち各インスペクターが所定の儀式と講義に練達し、インスペクターとして適任である旨のグランド・レクチャーによる証明書の提出を要する。

第64条 b項 インスペクターの職責

インスペクターは担当ロッジよりの要請のあったとき、または職責の忠実な遂行に必要と判断した時は、ロッジを訪問し、ロッジの儀式内容を検査し、グランド・ロッジ所定の仕様に合致しない場合はこれを是正して、担当ロッジの状況を毎年12月1日またはそれ以前にグランド・レクチャーに報告する。更に担当ロッジへの納付金の状況などが憲章および諸規定にてらして正しく実行されているか否かをグランド・マスターに報告する。

また、担当ロッジの役員を指導し、質の向上をはかり、所定の習熟度に達している者には資格証明書を交付する。ロッジ・マスターは検査目的のためロッジの召集を求め、これにしたがわない場合や一定期間後にマスターが所定の習熟度に達しない場合は、その旨をグランド・マスターへ報告する。

第64条 c項 インスペクターの研修目的のロッジ

当管轄下においては年次総会開会中またはその前後に、グランド・レクチャーにより開催される研

修目的のロッジへの出席もインスペクターの責務である。

第65条 グランド・オレーター

グランド・オレーターは年次総会において、フリーメイスンリーに関する講義を行なう。

第65条 a 項 グランド・マーシャル

グランド・マーシャルの任務は以下である。

- (1) 就任式においてグランド・ロッジ役員の就任を宣言し、グランド・マーシャルの命によりその他の宣言を行なう。
- (2) 他のグランド・ロッジよりの代表や高位の訪問者を紹介する。
- (3) グランド・マーシャルの指示によりグランド・ロッジのすべての行進を先導し、その他、必要な任務を遂行する。

第65条 b 項 グランド・スタンダード・ベアラー

グランド・スタンダード・ベアラーはすべての行進と公開行事においてグランド・ロッジのバナー(飾り旗)を捧持する。

第65条 c 項 グランド・スウォード・ベアラー

グランド・スウォード・ベアラーはすべての行進と公開行事においてグランド・マスターにつきしたが、グランド・ロッジのスウォード(剣)を捧持する。

第65条 d 項 グランド・バイブル・ベアラー

グランド・バイブル・ベアラーはすべての行進と公開行事において聖典を捧持する。

第65条 e 項 グランド・ディーコン

グランド・ディーコンはフリーメイスンの古来よりの慣行にしたがい、グランド・マスターおよびグランド・ウォーデンを補佐する。

第65条 f 項 グランド・スチュワード

グランド・スチュワードはグランド・ロッジの指示により、すべての祝宴の準備と実施を指揮する。グランド・ロッジは祝宴における酒類の供与は奨励も禁止もしないが、グランド・スチュワードは会員に節度を守らせ、フリーメイスンとして恥じない秩序を保つよう自制させねばならない。

(2000年改訂)

第66条 グランド・パーシバント

グランド・パーシバントの任務は以下の通りである。

- (1) 室外のグランド・タイラーと連携してグランド・ロッジの扉内部の警護に任ずる。
- (2) 入室希望者の氏名および正規の称号(タイトル)を紹介し、その地位に適切な宝章と服装の着用を確認する。
- (3) グランド・マスターの許可なくして何人も退場させない。
- (4) グランド・ロッジの行進と公開行事においてグランド・マーシャルを補佐する。

第75条 票決の定数

いかなる総会においても票決を行うための定数は代表資格のあるロッジの過半数の出席を要する。

第11章 グランド・ロッジの委員会

第76条 (1999年削除)

第77条 常任委員会

グランド・マーシャルは年次総会の閉会までに、3名以上の委員によって構成する以下の常任委員会を任命する。すなわち、法制、財務投資、苦情処理、相互承認、会員増減（リターンズ）、旅費手当て（ペイ・オブ・メンバーズ）、総会準備（クレデンシャル）認証状および定款の各委員会で、委員会の任期は任命後1ヵ年とし、次の年次総会の閉会とともに任期満了となる。（1999年改訂）

第77条a項 理事会

理事会はグランド・マスター、グランド・ロッジの選出役員およびパスト・グランド・マスターをもって構成され、グランド・マスターを補佐してその職務遂行に関し助言、提案を行い、次の総会までの間の支出金または経常予算の承認を任務とする。グランド・マスターは理事会開催の日時と場所を定めグランド・セクレタリーに事前に余裕をもって関係者に開催日時を通知する。（1969年改訂）

第78条 特別委員会

グランド・ロッジが必要と認めた場合、またはその休会中にグランド・マスターが必要と認めた場合は、グランド・マスターは特別委員会を任命することができる。

第79条 案件の審議と予算措置

満場一致の同意のない限り、案件は主管の委員会に付託され、その報告があるまではいかなる措置も取ってはならない。また予算措置は財務投資委員会への付託と結果報告を必要とし、グランド・ロッジの新役員選出後は、年次総会においてはいかなる予算措置も講じてはならない。ただし、総会出席者の4分の3の支持票があった場合はこの限りではない。

第80条 支払い命令

財務投資委員は東京メソニック・ビル所在地より80キロ以内の居住者により構成され、委員は毎月第4土曜日にグランド・セクレタリーのオフィスに会合し、グランド・セクレタリーが受領したグランド・ロッジへの請求書その他の支払い要求を監査する。グランド・セクレタリーは、第36条a項に述べられた緊急支出を除き、すべての請求書にたいして財務投資委員会の点検、監査を受け、これにグランド・ロッジまたは執行委員会の承認を受けるまでは、グランド・トレジャラーに支払命令書を発給してはならない。

第12章 グランド・ロッジの資産

第81条 資産の取り扱い

グランド・ロッジの株式や債権の取得と保有、ならびに不動産の賃貸や借用契約などはすべて日本グ

ランド・ロッジの名義とし、株式、証券類の処分にはランド・ロッジの承認を要し、ランド・マスターの署名とランド・ロッジの公印およびランド・セクレタリーの副署を要する。

(注釈)

日本ランド・ロッジは納付金および階級授与手数料よりの年間収入の10%を傘下ロッジ施設の変更改善の支援費用として保有することが決議された。この財源はランド・マスターの承認によっては他の緊急目的にも使用することができる。傘下ロッジはこの遅延をランド・ロッジよりの借入金として取扱い、借り入れ条件はランド・ロッジと協議して決定する。(1961年決議、議事録 p. 48, 49)

あらたにランド・ロッジ基金を設定し、ランド・マスターは毎年10月を基金設定月と定めてこれを宣言し、傘下会員はフリーメイスンリー発展のための基金への寄与貢献の機会を与えられる。

(1978 決議、議事録 p.36)

第13章 グランド・ロッジへの納付金、手数料など

第82条 グランド・ロッジの収入源

ランド・ロッジの収入源は以下である。

- (a) グランド・ロッジの特免状、認証状、その他の証書類と公文書発給の手数料。
- (b) 会員数および階級授与数に応じて傘下ロッジから均等に徴収する納付金と手数料。
- (c) 傘下ロッジの解散による資金、年金費、財産などの処分よりの収入。

第83条 グランド・ロッジへの納付金など

認証、特免を問わず、ロッジは納付金および手数料としてランド・ロッジに以下を納入する。

- (1) 1候補者につき1階級を授与する毎に¥1,000の手数料を支払い、他のロッジへ階級授与の代行を委託した場合も同じ。(1981年改訂)
- (2) 年次報告書へ記載時のマスター・メイスン1名につき¥3,500の納付金を支払う。(2010年改訂)

第83条a項 グランド・ロッジへの手数料

上記の他に傘下ロッジはランド・ロッジにたいして次の手数料を支払う。

- (1) 新ロッジ開設の特免上1件につき： ¥9,000
- (2) ロッジを恒久化する認証状1件につき： ¥9,000
- (3) 所定の選挙時期以外に、単数もしくは複数の役員の論旨選挙を行なう特免状1件につき： ¥9,000
- (4) 過去12ヵ月以内に一度、申請を却下された候補者の再度の申請を受理し、階級を授与する場合の特免状1件につき： ¥9,000
- (5) 管轄地域内における必要な居住期間の免除に対する特免状1件につき： ¥5,400
- (6) その他、手数料の設定されていない特免状や構文書類1件につき： ¥1,000

(7名以下の出席会員による集会開催[4名以下は許可されない]には手数料は不要とする)

(2003年改訂)

(7) 各種証書(Diploma)にたいしては、財務投資委員会が随時決定する金額の手数料を要する。ただし、死亡会員に関し、遺族(寡婦、孤児)などへ発給する証書は、無料とする。すべての証書発給には傘下ロッジのセクレタリーよりランド・セクレタリーへの所定の書式による証明書の提出を

要する。

(8) 年次総会議事録については、傘下ロッジへの 2 通、海外向けの発送、将来のための記録、次回総会において使用する目的などの場合以外は、随時、財務投資委員会が手数料を定める。

(9) グランド・ロッジにより購入され、グランド・セクレタリーが保管、販売する出版物、書式その他の用品の価格は、随時、財務投資委員会の定める金額による。

(10) その他の手数料などは必要に応じてグランド・ロッジの判断による。

第 8 3 条 b 項 重複会員の納付金その他

重複会員については、所属する双方のロッジが、グランド・ロッジにたいして納付金その他を支払う。ただし、本来の所属ロッジ(マザー・ロッジ) 以外の重複加入のロッジは、重複会員を納付金その他の支払い目的を除いては、会員数の報告に加えてはならない。

第 8 3 条 c 項 ロッジ解散時の処置

ロッジの解散にあたっては、グランド・セクレタリーまたは正式に権限を付与された会員は、グランド・マスターの承認の下に、もっとも適切と考えられる方法でただちに、ロッジ所有の現金と預貯金および未収会費を徴収し、宝章、備品をその他のすべての資産を受け取り、さらに正当かつ必要な経費を支払った後の残金をグランド・ロッジの会計に繰り入れる。

第 1 4 章 管轄下のロッジ

第 8 4 条 認証状によるロッジ

当管轄下のすべてのロッジはグランド・ロッジの発給する認証状により合法的に成立する。認証が取り消された場合や、7 名以下の出席会員によって月例会議を開催したり、選出され正式就任した主要役員の出席のない集会を行なった場合にはロッジの存続は取り消される。ただし、この条項はグランド・マスターの特免状発給のある場合には適用されない。(2003 年改訂)

第 8 5 条 特免状によるロッジ

グランド・マスターの特免によるロッジは、グランド・ロッジの票決やグランド・ロッジ役員選挙への投票権およびグランド・ロッジ役員就任権は持たないが、憲章と建設者の法規に定められた規定にはしたがわなければならない。

第 8 6 条 1 日に授与できる階級数

グランド・マスターの特免状のない限り、ロッジの階級授与は 1 日 2 階級までとし、これ以上を授与することはできない。

第 8 7 条 1 候補に授与できる階級数

グランド・マスターの特免状のない限り、ロッジは同一候補者への階級授与は 1 日 1 階級までとし、これ以上を授与することはできない。

第 8 8 条

(2000 年削除)

第 8 9 条 投票義務

ロッジに出席した所属会員は、重複会員、転入、入会などの申請への投票を棄権したり、免除されたりすることはできない。

第90条 特免ロッジへの適用

第86条から第89条までの規定は認証ロッジのみでなく、特免下のロッジにも適用される。

第91条 ロッジの定款

認証されたロッジは所属会員への定款を定めるが、定款は古代道標やグランド・ロッジ憲章および国法に反するものであってはならない。定款とその改訂にはグランド・ロッジ、その休会中はグランド・マスターとグランド・セクレタリーの審査を受けなければならない。グランド・マスターの承認を受け、グランド・セクレタリーの確認証明を受けた場合、定款の写しの一部はグランド・セクレタリーの下に提出され、グランド・ロッジの記録として保管される。定款は承認を受けるまでは、有効とはならないし、また、たとえロッジ全会員の賛成があったとしても、定款の一部といえども改定することはできない。

第92条 入会、進級、昇級、加入の許可

第133条、第133条a項から第133条d項までの規定によって、出席の全所属会員の賛成のない限り、いかなる候補者もロッジへの入会、進級、昇級を許されず、他のロッジよりの（重複や転入による）加入も許されない。

第93条 再度の申請

申請を却下された候補者が再度の申請をしようとする場合は、前回と同じロッジに限って申請書を提出することができ、この場合、前回と同様な審査と票決にかけられる。12ヵ月以内にいずれかのロッジにおいて申請を却下された候補者が、他のロッジに申請する場合、そのロッジはグランド・マスターの特免のない限り申請は受理できない。

第94条 申請却下の報告

申請が却下された場合、ロッジはただちにその旨をグランド・セクレタリーに報告する。後日、申請が同じロッジの投票により受理された場合も同様にただちにその旨をグランド・セクレタリーに報告する。

第95条 処罰関連事項の公表

会員がロッジにおいて除名、資格停止もしくは資格回復の決定を受けた場合は、ロッジは直ちにその旨をグランド・セクレタリーに報告し、会員の氏名は年次議事録に公表される。しかし、会員がグランド・ロッジへ上訴した場合、グランド・セクレタリーはグランド・ロッジの裁定のあるまでは公表しない。

第96条 資格停止または除名処分

資格停止または除名となった者は当管轄下のロッジへの出入りは許されない。

第97条 入会申請却下の関連規定

当管轄下のロッジにおいて入会申請が却下された場合、当管轄下の他のロッジはその者の入会申請を

受理できないし、また申請書がロッジで発表された後は申請者はこれを撤回することはできない。入会申請にたいする票決以前に候補者が未成年であること、肉体的欠陥、居住地条件の不備などが判明した場合は、入会金は却下理由の説明とともに申請者に返還される。しかしこの申請者は後日、同一ロッジまたは他のロッジへの再度、入会申請することができる。

(注釈)

上記条文に記された「当管轄下-----はその者の入会申請を受理できない-----」なる字句は文字通りの制約を意味する。本委員会の見解では、「当管轄下」における申請の却下は、その者の他のグランド・ロッジ管轄下における正規の手続きによる入会申請を妨げるものではない。

(1973 年度法制委員会報告 p.54)

第 98 条 年次報告書 (1)

ロッジは所定の書式のより、毎年 1 月 1 日までの前年度の年次報告書に頭割り納付金をそえて、グランド・セクレタリーに提出する。この報告書は納付金とともに毎年 1 月 31 日までにグランド・ロッジへ提出しなければならない。

(1970 年改訂)

第 99 条 年次報告書 (2)

2 年連続して年次報告書の提出と納付金の納入を怠ったロッジは認証状を没収される。

第 100 条 役員選出

ロッジのマスター、ウォーデン、トレジャラーおよびセクレタリーは毎年、福音史家 (エヴァンジェリスト) 聖ヨハネの日 (12 月 27 日) の直前の月例会において、無記名投票のより選出され、出席の所属会員過半数の得票を要する。選出された役員はその後すみやかに就任しなければならない。就任した役員は後任の役員が正式に選出され就任するまではその任にとどまる。就任式は公開、非公開のいずれでもよい。

第 100 条 a 項 ロッジ・マスターの就任

就任式においては代理人による就任は許されない。ロッジ・マスターはグランド・レクチャーまたはインスペクターによる直接の試験を受け、その就任以前と、3 階級すべての儀式と講義に精通し、ロッジの運営に関するグランド・ロッジ憲章と一般規定を完全に理解していることの証明書を就任式のインストーリング・オフィサーに提出しなければならない。証明書はインストーリング・オフィサーの確認署名の上、グランド・セクレタリーに提出され保管される。

第 100 条 b 項 ウォーデンの就任

シニア・ウォーデンはグランド・レクチャーまたはインスペクターが自ら試験し、就任以前に、第一、第二階級の儀式と講義に精通していることの証明書をインストーリング・オフィサーに提出しなければならない。ジュニア・ウォーデンは、第一階級に関する同様な試験を受け、同じように証明書を提出し、証明書は双方ともマスターの場合と同様にグランド・セクレタリーに提出され保管される。

第 100 条 c 項 役員選挙

ロッジがやむを得ない理由により、第 100 条に定めた期日に役員選挙を行なえない場合、グラン

ド・マスターは所定の期日以外に選挙を行う特免状を与えることができる。また、同じくやむを得ない理由によりロッジのマスターまたはウォーデンに欠員が生じた場合、グランド・マスターは補充役員選挙実施の特免状を発給することができる。しかしいずれの場合も、正当な理由のある旨が示され、かつ、ロッジの月例会において3分の2以上の賛同を得、さらに、ロッジの所属会員にたいして特別選挙の実施について充分の期間をおいて通知のなされた旨のセクレタリーの確実な証明を付して申請書を提出した場合のみ、グランド・マスターは特免状を発給することができる。

さらに、ロッジが所定の期日に選挙を実施できなかった事情が、不可抗力あるいはロッジの左右できない事由によると認められた場合は、グランド・マスターの裁量によって特免状にたいする手数料をめんじょすることができる。

前条、第100条 c 項に定めるマスターとウォーデンにたいする臨時選挙の特例以外、他の選出役員(トレジャラーとセクレタリー)の欠員にたいしては、グランド・マスターの特免状による場合を除き、第100条に定める期日以外の選挙や就任式は必要としない。(1973年度、法制委員会報告 p.54)

第100条 d 項 役員資格証明書

選出されたマスターまたはウォーデンがグランド・レクチャーまたはインスペクターから就任に必要な資格証明を取得できないため選挙後60日間以内に就任できない場合、ロッジはただちにグランド・マスターにたいして再度のマスターまたはウォーデン選出のための特免状を申請する。この特免下の選出には、前回選出され資格証明を取得できなかった者、あるいは取得努力不十分であった者を再選してはならない。しかし、グランド・マスターは正当な理由があれば、新選出のマスターまたはウォーデンの資格取得のために、就任以前に更に一定期間の猶予を与えることができる。選出されたマスターが必要な資格証明を取得できない場合のみ、他の資格ある選出または任命役員の就任が延期される。

(1999年改訂)

第101条 投票権と重複会員の役職

ロッジの所属会員は年会費を支払っている有資格会員でない限り、役員選挙において投票権はなく、また役員に選出されることもできない(第29条参照)。重複会員はグランド・マスターよりの特免のない限り、同時に双方のロッジのマスターやシニアまたはジュニア・ウォーデンを兼任することはできない。(第29条参照)。重複会員はグランド・マスターよりの特免のない限り、同時に双方のロッジ・マスターやシニアまたはジュニア・ウォーデンを兼任することはできない。この場合、特免に要する費用は兼任の特免を必要とするロッジの負担とする。

第102条 重複加入と転入の受理

以下の書類が添付されていない限りロッジは重複または転入の加入申請を受理できない。

- (1) 現行の会員カードをもって有資格会員の証明書とする (2010年改訂)
- (2) 転入の場合は、最後に在籍したロッジの発給した正式な退会証明書、証明書の提出不可能の場合は不可能となった事情についての納得のゆく説明文書
- (3) 重複会員の場合は、所属ロッジの推薦状のみ

なお、転入の場合は、手数料が定款に定めてある場合は手数料を支払い、申請書がマスター・メイスンであることをロッジのマスターにたいして立証する必要がある。

申請者は当グランド・ロッジの管轄地域内に居住することを要するが、地域内の何れのロッジにも申請することができる。たとえ、いずれかのロッジにおいて申請が却下されても、望むなら、申請を繰り返すことができる。

重複（または多重）あるいは転入により傘下のロッジへ加入の申請をする会員は、宣誓の日付に関係なく、申請が投票により受理された時より所属会員となる。

「重複会員」「多重会員」「転入会員」の定義：

「重複会員」とは同時に二つのロッジに所属する会員をいう。「多重会員」とは同時に三つ以上のロッジに所属する会員、「転入会員」とはロッジへの加入申請時あるいは申請受理時にいずれのロッジにも所属していないが、申請前6ヶ月以内に他の正規のロッジより発給された正式な退会証明書を持つ会員をいう。

第102条 a 項 重複会員と多重会員

「重複」あるいは「多重」の加入申請受理にあつたては、申請した会員は自己の責任において、退会証明その他の証明書の交付を受けるまでは会員であつたすべての所属ロッジにたいして、年会費その他を支払う。

重複会員あるいは多重会員が、所属しているいずれかのロッジにおいて資格停止または除名の処分を受けた場合は、他の所属ロッジやその他、加入している付加的団体においても、自動的に会員資格は停止されるかまたは除名され、処罰を与えたロッジのセクレタリーはただちに、グランド・セクレタリーにその旨を報告する。グランド・セクレタリーは報告に基づき他の傘下ロッジのセクレタリーおよび他の所属しているグランド・ロッジのグランド・セクレタリーにこの旨を通知し、資格回復の場合も同様な処置が取られる。

この条項は本人が定款に署名し、ロッジの議事録にその旨の記載された時、申請者に読み聞かせ、これにより「重複」または「多重」会員の身分にともなう責任を理解させなければならない。

(1986年 追加)

第103条 月例会議

すべてのロッジはグランド・マスターの特免状による許可のない限り、毎月、月例会議を開催する。

第104条 ロッジへの年会費

所属会員は毎年12月31日までに、ロッジの翌年度の年会費をあらかじめ納入するものとする。

第104条 a 項 年会費の滞納

ロッジの年会費の滞納だけの理由で会員を除名することはないが、過去2年間の会費を滞納、あるいは怠慢により未納の場合は、セクレタリーは会員の現住所宛に日本の郵便局経由による書留郵便、またはタイラーの証明する直接手交によって本人に滞納の旨を通知し、本人が次の月例会議までに会費を納入するか、あるいは病気その他の支払い不能状態が未払いの理由であることが示されない限り、会員としてのすべての特典と権利が停止されることを通知する。この資格停止の事前警告は、年末の少なくとも30日以前に、セクレタリーは本人に郵送または直接手交のよって通知する。この年会費滞納または未納による資格停止の事前警告を受けた会員が滞納にたいして妥当な理由を示せない場合は、特別の理由によりロッジが滞納金を免除するか、または滞納期間の延長を許さない限り、マスターによって次の1月の月例会議において前年の12月31日をもって、この会員の会費未納による資格停止が宣告される。

しかし、会員がこの2年間の滞納金の納入に加えて、新年度の会費とともに嘆願書を提出するか、あ

るいはロッジが納入免除を決めた場合は、資格を回復することが可能である。しかしこの会員の資格回復には、嘆願書提出後の次の月例会議において出席の4分の3の無記名投票のよる賛成を要する。

ロッジのセクレタリーが上記の年会費滞納警告に関する必要手続きを怠った場合は、職務怠慢による処罰の対象となる。

セクレタリーはさらに、1月の月例会議の議事録に本規定に抵触して資格停止を宣告されたすべての会員の氏名を記録、公表しなければならない。(1971年、1974年、1955年改訂)

第105条 居住期間

傘下ロッジは、申請以前に、当グランド・ロッジの管轄地域内に12ヵ月以上居住していない候補者、他国の軍隊またはその関連組織に在籍する者の場合は6ヵ月以上居住していない者、あるいはそのロッジの所在地域の6ヵ月以上居住していない者、また、船員の場合は当管轄地域の港湾より同期間内に入り港の実績を持たない者、これらの候補者の入会、進級、昇級の申請を受理してはならない。

第105条a項 入会申請資格

当グランド・ロッジ管轄下のロッジに入会申請を求める候補者は、申請書署名時において少なくとも20才の成年者であり、女性あるいは去勢男子ではなく、自由身分であり、奴隷または奴隷身分の女性の子でなく、神(至高の存在)と靈魂の不滅を信じ、道徳を重んじ、文盲でなく、不具その他の肉体的欠陥がなく、入会後のメイスンリーの習熟や階級儀式に不自由がなく、さらに、申請書提出以前に、当グランド・ロッジ管轄地域内に12ヵ月以上居住するか、軍隊関係者の場合は6ヵ月以上、または、当該ロッジ所在地域に6ヵ月以上、居住することを要し、海上生活者の場合にはその船舶が日本海域に1年以内に少なくとも数回来航していることを必要とする。(1974年改訂)

第106条 申請への投票

入会候補者にたいする無記名投票は第三階級の月例会議において行なう。

第107条 階級授与への異議(1)

3階級すべての授与にたいして入会時に1回だけの無記名投票が行なわれるが、投票の結果、申請が受理された後も入会式以前に所属会員から異議の申し立てのあった場合は、異議が撤回されない限り入会式を行なうことはできない。また60日以内に異議が撤回されない場合は、異議は無記名投票による否決と同様の効力を持ち、この旨をグランド・セクレタリーに報告する。入会式後、第二階級または第三階級授与以前に異議の申し立てが有った場合は、異議のある会員は口頭または文書をもって、マスターに直接、進級または昇級にたいする異議を申し立てることができる。

第107条a項 階級授与への異議(2)

申し立てられた異議にその理由の示されていない場合は、マスターは異議を無視して次の階級を授与することができる。申し立てられた異議に理由が示されていないものの、不十分と思われる場合は、マスターは異議のあった事実を次の月例会議で発表し、ロッジは通常多数決によりこの件に関する調査の必要性の有無を票決する。異議がマスターの判断で調査に値すると思われる時、あるいはロッジがその様な評決を下したときは、マスターは調査のための委員を任命し、委員会の会合日時と場所を定め、これを異議申立人と候補者の双方に通知し、証言または陳述をしなければならない会員はこの委員会への出頭を命ぜられ、委員会は所定の日時と場所で開催される。

マスターはその職責上、この委員会の委員と委員長を兼務し、セクレタリーまたは代理の会員は委員

会の議事を記録する。調査委員会における発言は逐一記録するか、またはその他の方法でセクレタリーにより記録される。委員会は随時休会できるが、調査には全面的な権限を持ち、審問は非公開、または異議申立人と候補者の双方、あるいは一方の立会いの下に行うことができる。委員会にたいしても、またその調査、審問方法についても当事者双方とも異議を申し立てることは許されない。委員会は妥当と思われる形で、メイスン会員または非会員の陳述を聴取することができる。

委員会は（ロッジのマスターにより別途、日時が定められた場合以外は）次の月例会議において、異議の理由とこれに関する委員会の結論を詳細に報告する。委員会報告の基礎となった陳述内容は、必要に応じてロッジにおいて公表される。

第107条 b 項 階級授与への異議（3）

上述の委員会の報告を受け、出席会員の3分の2の（無記名投票の）票決により、申し立てられた異議が正当でなく、メイスン的でないと判断された場合は、ロッジは異議を無視して階級を授与することができる。この場合、マスターは同様な異議の再度の申し立ては許さず、判定は最終的であり、これへの上訴は受理されない。異議が是認された場合は、授与されなかった階級に相当する入会金の一部は候補者に返還される。

第108条 第一、第二階級会員の処罰

第一階級、第二階級の会員で違反行為のあった場合は、査問を受け、資格停止、除名、その他、メイスンとしての処罰を与えられる。

第109条 上訴

上訴権は個々のメイスン会員のもつ固有の権利であり、グランド・ロッジはロッジあるいはロッジ・マスターの裁定の何れにたいしても上訴することのできる控訴機関であり、本憲章のいかなる条項もグランド・ロッジの休会中にロッジあるいは会員がメイスンとしての権利の保護、保全のために、グランド・ロッジに代わってグランド・マスターに処置、命令を求めることを妨げるものではない。

この場合のグランド・マスターの処置、命令は、グランド・ロッジによりそれが、却下されるか、修正されない限り効力を有する。グランド・マスターは利害関係者に対して、訴えに基づき正当と考えられる判定を下し、その旨を関係者に通告する。（本条項は他の最終裁定の下される前に必要に応じて暫定的救済処置を取るためのものである。）

第110条 肉体的条件

当管轄下の入会希望者はすべてメイスンリーの道徳教育や非公開の合図、動作などを修得したり、示したりすることのできない肉体的障害のある者であってはならないが、合図、動作を示すための義足などの使用は許される。

第111条 読み書き能力

読み書きできない者は当管轄下の何れのロッジにも入会や進級、昇級は許されない。この資格確認のため入会志望者は、入会申請書に自分の手で氏名を署名せねばならない。

第112条 他ロッジへの訪問（1）

ロッジは正式な審査あるいは試問を課すことなく来訪者を受け入れてはならない。来訪者は所属ロッジよりシールを付して発給された有資格者の証明書を持し、これを訪問するロッジに提示して、自分

がマスター・メイスンであることを立証するための直接試問を受けて宣誓するか、または以下の条件に合致する第三者保証のない限りロッジへの訪問は許されない。

メイスン会員が来訪者を保証できるのは、その会員が、来訪者といずれかの開会中のロッジにおいて同席した場合、あるいは、役目として来訪者を正式に試問した場合、または、来訪者と集会に同席したことがある他の会員が保証した場合で、その同席した会員は他のいかなるロッジにたいしても来訪者を保証することができ、この三者の出席の下に、保証を与えられた会員は、自分のロッジのマスターにたいして、来訪者を再保証することができる。

指示のないのに、来訪者にたいして個人的に試問したり、儀式内容を教えたりすることは厳禁される。

来訪者のロッジへの訪問許可にたいして所属会員より異議があり、マスターがこの意義を妥当と認められた場合には訪問は許されない。異議は直接マスターに理由とともに申し出る。この場合のマスターの決定は最終的なもので、異議を申し立てた会員の姓名は来訪者や他の会員その他に知らせてはならないが、異議のあった事実だけを直接来訪者に知らせる。

メイスン会員として他のロッジを訪問することは権利ではないが、正規の資格を持つメイスン会員は他のロッジに対して訪問許可の特権を要請することができる。しかし一方において、ロッジは訪問を拒否する権限を持ち、いかなるメイスン会員も訪問しようとするロッジの持つ合法的権威を無視することはできない。

反面、すべてのロッジは来訪者の要請のある時は、ロッジの認証状を提示しなければならない。また、マスターはその裁量によりいつでも、来訪者に退場を命ずることができ、特にロッジの内情に関する事柄で部外者に開陳したくない議題の場合は、その判断により何時でも来訪者に退場を命ずることができる。

第 1 1 3 条 ロッジへの訪問（ 2 ）

他のロッジ所属の第一階級と第二階級の会員は、集会がそれぞれすでに授与されている階級によって開催されている時、自分のロッジに所属するマスター・メイスン同伴の場合だけ訪問を許可され、この場合には本人にたいする審査は必要でなく、単に所属するロッジあるいは同伴のマスター・メイスンにたいする厚意として訪問を許可されるのである。

第 1 1 4 条 ロッジの構成

ロッジはマスター、シニア・ウォーデン、ジュニア・ウォーデン、トレジャラー、セクレタリー、チャプレン、マーシャル、シニア・ディーコン、ジュニア・ディーコン、シニア・スチュワード、ジュニア・スチュワード、タイラーの各 1 名とその他、定款に定める役員および他の必要とする会員をもって構成される。タイラー以外のすべての役員はそのロッジ所属の会員でなければならない。

第 1 1 5 条 選出役員の就任

第 1 1 4 条に定めた最初の役員は、第 1 0 0 条と第 1 0 0 条 a 項から第 1 0 0 条 d 項にわたる規定により、福音史家（エヴァンジリスト）聖ヨハネの日の直前の月例会議において無記名投票によって選出され、1 2 ヶ月間その任にとどまる。新たに選出された役員は選出後、すみやかに就任する。

第 1 1 6 条 任命役員の就任

ディーコン（ 2 名）、スチュワード（ 2 名）、タイラー、その他、定款の定めにより任命された役員は、任命後はすみやかに正式に就任する。

第117条 帳簿の監査

選出されたマスターは選出の当夜、トレジャラーとセクレタリーの帳簿監査のため3名の委員を任命し、この委員会は次の月例会議において監査結果を報告する。

第15章 ロッジのマスター

第118条 マスターの権限

ロッジのマスターは以下の権限を有する。

- (1) 適切と判断した時にロッジの集会を開催する。
- (2) 必要に応じて、召集状または集会通知を発送するか、あるいは発送させる。
- (3) ロッジのすべての運營業務を執行する。
- (4) 古来の慣行に基づき、グランド・ロッジ憲章、その他の規定に反することなくマスターの責務であるすべての業務を遂行する。

第119条 マスターの責務

ロッジ・マスターは以下の責任を有する。

- (1) ロッジのすべての集会を主宰する。
- (2) グランド・ロッジがすでに制定済み、あるいは今後、制定する儀典にしたがって、すべての階級を授与する。
- (3) 階級授与にあたり、所定の儀典にしたがい、あるいは今後、または他のものに命じて候補者に講義を行なうが、グランド・マスターの特免のある場合は、講義を延期して、後の集会で授与することができる。
- (4) セクレタリーの記録した各集会の議事録を点検して、適切に記録され誤りの無い事を確認し、これに承認の書名を付す。
- (5) ロッジ役員職務を監督し、その厳正な任務執行を確認する。
- (6) ロッジの定款、グランド・ロッジ憲章、規定、その他一般規定にたいし、所属会員の逸脱のないよう監督する。
- (7) 認証状、宝章その他の備品保全の責に任ずる。

第120条 マスターの訴追

マスターの決定にたいしロッジにおいては異議の申し立てはできない。マスターのロッジにおける決定に異議のある場合は、グランド・マスターに訴え、グランド・マスターは所定の手続きにより訴えを処理する。

第120条 a 項 マスターの追加票

無記名投票でなく挙手による票決の場合、賛否同数の場合にはマスターは1票の追加票を行使することができる。

第120条 b 項 マスターへの処罰

ロッジ・マスターの職務に関して、本憲章に定める怠慢や違反のあった時は、解任、資格停止、あるいは除名の処罰対象となる。

第16章 シニアおよびジュニア・ウォーデン

第121条 ウォーデンの職務

ウォーデンはマスターのロッジ運営とその管理を補佐し、不在時には出席のパスト・マスターに儀礼として主催を依頼する場合を除いては、シニアおよびジュニア・ウォーデンの順でロッジを主宰する。

ロッジの主要3役すべてが、死亡または不能状態、あるいはロッジの所在地域からの転出などによってロッジの集会に出席できない場合は、グランド・マスターによりロッジの所属する他の会員がマスター代行に任命されない限り、ロッジは開会できない。代行任命の場合、任命された会員は前記3役のいずれかが復帰した時、または代行マスターの任期が満了するまではその任にとどまる。

第17章 トレジャラー

第122条 トレジャラーの職務

トレジャラーはロッジのすべての資金、株券やその預り証、その他ロッジの全資産の権利証書を正確に記帳し、マスターが署名し、セクレタリーの副署した支払い命令と慈善委員会振り出しの小切手の支払いに任ずる。毎年6月と12月の月例会議においてロッジの資産状況を報告し、マスターあるいはロッジの指示により随時、帳簿を開示する。

第18章 セクレタリー

第123条 セクレタリーの職務

セクレタリーの職務は以下である。

- (1) マスターの支持により保管する議事録にすべての集会の議事を記録し、これを承認または訂正のため次の月例会議へ提出する。
- (2) 承認または訂正された後、議事録から清書された正式記録を承認署名のためマスターに提出する。
- (3) 承認されたすべての正式記録の写しを所定の時期にグランド・ロッジに提出する。
- (4) ロッジの受け取るべきすべての金銭を徴収し、トレジャラーに引き渡す。
- (5) ロッジの公印(シール)を保管し、ロッジの権限に基づく公文書、あるいはグランド・ロッジ憲章および規定により発行するすべての公文書の上にセクレタリーの証明目的の署名とともに押印する。
- (6) ロッジの役員選挙と就任式の後、グランド・ロッジの定める書式による証明書を速やかに、グランド・セクレタリーの下に提出する。
- (7) 所定の書式により、年次報告書をグランド・セクレタリーへ提出する。
- (8) 所定の書式により、入会申請の却下、除名、資格回復の場合はすべて、すみやかにグランド・セクレタリーに報告する。

第123条 a項 セクレタリーの保管書類

セクレタリーは所定の書式により以下の記録類を保管する。

- (1) 正式記録 ロッジ運営に関するすべての承認された記録事項を記載する。
- (2) 定款 入会または加入の順所に従って、会員は入会、加入後ただちに定款に各自の姓名を自署する。

- (3) 会員名簿 アルファベット順に用意した用紙に所属会員の姓名、入会、進級、昇級、重複加入または転入の日付、重複の場合は本来の所属ロッジ、転入会員の場合は最後の所属ロッジの名称、番号と所在地を記し、その他、入会または加入時の年齢と職業、更に退会、除名、資格停止、死亡、資格回復などの日付を記す。
- (4) 出席名簿 タイラー室に保管し、ロッジへの入室時に所属会員は氏名を記し、来訪者は氏名と所属ロッジの名称、番号、所在地を記入する。

第123条 b 項 **セクレタリーの保管するその他の書類**

個々の会員とロッジの間の収支記録、セクレタリーの受け取り金、トレジャラーへの引渡し金などを明確に記した出納帳を管理し、さらに逐次刊行されるグランド・ロッジの総会議事録と改訂を含む憲章その他の諸規定を保管する。

第123条 c 項 **年会費の滞納者**

毎年12月の月例会議には、年会費滞納会員の氏名を発表する。

第19章 ディーコン

第124条 **ディーコンの職務**

シニアとジュニア・ディーコンはマスターとウォーデンの指示に下に各自の任務を遂行する。

第20章 スチュワード

第125条 **スチュワードの職務**

スチュワードは候補者の儀式への服装準備に任じ、ジュニア・ウォーデンの指示の下、休憩時の軽食の準備を主管する。酒類を供与する場合には、フリーメイスンとしての秩序を乱すことのないよう、酒量その他に充分、注意する。

第21章 タイラーその他の任命役員

第126条 **タイラーの職務**

タイラーは熟練したマスター・メイスンでなければならず、セクレタリーの指示により招集状を伝達し、ロッジ内の集会準備を担当して、閉会後は宝章その他の備品の整理、整頓に任ずる。タイラーはその職務の遂行にたいしロッジの定める報酬を受けることができる。

第126条 a 項 **他の任命役員の職務**

他の任命役員はロッジの定款とマスターの指示により、フリーメイスンの慣行にしたがって職務を遂行する。

第22章 ロッジの委員会

第127条 **財務委員会**

マスター、ウォーデン（2名）、トレジャラー、セクレタリーの5名は、財務委員会を構成し、委員会は多数決による条件にしたがって、ロッジ所有の株式その他の資産を売却、または転換し、随時、トレジャラーの管理下にある資金や株式、証券その他の資産の運用を指示する。

第128条 慈善委員会

慈善委員会はマスターと2名のウォーデンをもって構成され、定款の定める枠内で、トレジャラーに慈善、救済目的の支出を支持することができる。

第23章 慈善委員会

第129条 資金、資産の運用

ロッジは所有する資金、資産を常にその直接の管理下におくものとする。ロッジとしての施設使用の目的、その他、付随的な賃借目的のため、ロッジ施設を建設、維持する手段として所属会員が法人を組織しロッジがその法人の株式を持つ場合を除いては、内部的に組織された法人にロッジがその資金、資産を投資したり委託したりすることはできない。

しかし、ロッジは正式な決議により設立された理事会（この理事会〔トラスティーズ〕は常にロッジの支配下におかれる）を通じて、その指示により、資産や資金を所有し、担保設定、売却、その他の手段により投資、あるいは再投資をすることはできる。

慈善目的やメイスンとしての緊急必要な支出以外は、慈善委員会の支出とグランド・ロッジへの納付金の納入を除いては、ロッジの同意とその同意の明瞭な記録をとみなわない限り、支出を行ったり支払い命令を発給することはできない。

第130条 ロッジの資金

入会金、年会費、賃借料その他を収入源とするロッジの資金は、ロッジの一般必要経費と慈善目的の特別経費を賄うために信託された資金である。（特定の適切な目的のために寄贈され、信託された資金を除く。）したがって、ロッジは定款の改訂その他によって資金や資産を所定の目的以外に使用し、使用せしめ、あるいは新ロッジ設立のために退会する会員や新たに設立されたロッジのために資金を分与することはできない。

例外としてロッジはその年間収入の10%を限度として、翌年度の会食費、フリーメイスン団体間の交際費、グランド・ロッジ承認の地域広報活動などに使用することができるが、酒類の購入には使用できない。

(付記)

日本グランド・ロッジ管轄下においては、富くじ類似の行為を行い、これに関する新聞広告などを掲載し、籤券の販売などを行なうことは厳禁される。また、傘下のロッジの施設改善の目的で自動車などの高価な景品付きの籤券の販売計画実施も違法である。

(1970年12月、グランド・マスターによる：P.28)

「レインボー」「デモレー」団体などへの支援は長期にわたり参加ロッジの公式活動として認められ、その支援にともなう財政的、物的支援はロッジの必要経費として認定される。

(1980年、法制委員会 p.15)

グランド・ロッジによって承認あるいは許可されていないフリーメイスン以外の活動への寄付は本憲章第130条によって許されるロッジ支出とは認められない。

(1980年、法制委員会 p.15)

日本トリイ。オアシス・シュライン・クラブの正式刊行物に掲載される広告はロッジにより時折、掲載される告示や刊行物と基本的には同様であるとみなされ、これに要する支出は、所属会員の正式の承認があれば通常の費用とされる。

(1980年、補充性委員会 p.15)

第131条 慈善と救済

所属会員や隣人が経済的困難に陥り、周囲に迷惑をかけねばならない状況にある場合は、ロッジはできるだけの手をつくして救済しなければならない。また、ロッジは経済的困難に陥った所属会員のために他のロッジやそのロッジの救済委員会が救済に要した費用については、1件につき¥18,000を限度として返済し、金額はマスターの裁量により増加することができる。

ロッジは所属会員やその遺族(寡婦と孤児)の経済的困難には、いずこにいるにせよ、救いの手を伸ばさねばならない。またロッジの裁量によっては、他のロッジ所属のマスター・メイスンの遺族にたいしても、でき得る範囲で救済の手を伸ばすことができる。

第24章 入会

第132条 入会その他の申請(1)

グランド・マスターの特典のない限り、12ヵ月以内に他のいずれかのロッジにおいて却下された申請は受理できない。

第132条 a項 入会その他の申請(2)

転入または重複加入を含め、すべての入会および加入の申請は所定の書式に申請者自身が記入、署名し、少なくとも2名の所属会員による推薦を要する。入会申請の場合、申請者はグランド・ロッジにより定められた書式の質問事項に自分自身で記入しなければならない。

第132条 b項 入会申請の却下

当グランド・ロッジ管轄下のロッジにおいて入会申請を却下された場合は、申請者が引き続き当管轄地域内に居住する場合には原則として、以前に申請を却下したロッジにたいしてのみ再度の申請を許される。もしも、申請者が以前に申請したロッジ以外のロッジにたいして再度の入会申請をした場合は、新たに申請を受けたロッジ所属の3名よりなる審査委員会により、他のロッジにおける入会希望者の申請却下時の人柄や世評を充分調査し、新たに申請を受けたロッジ・マスターにたいして口頭または文書によって別途、全委員一致の好意的な結果報告が提出されない限り、申請に対する投票はおこなわれないものとする。

第133条 申請の審査

ロッジは入会、重複および転入による加入、何れの申請にたいしても3名よりなる審査委員会に付託して申請者の道徳的、精神的、肉体的、その他の資質に関し、厳重な審査を行い、委員会は延期を認め

られない限り次の月例会議において、マスターに審査結果を報告する。ロッジにおいては委員会報告の結論以外は公表せず、また審査委員の氏名は公表しない。

第133条 a項 申請への投票（1）

申請者が申請書の提出後にロッジの所在地より転出した場合でも、委員会へ審査を付託した後は、別項に述べる場合を除いては、申請書を撤回することはできない。

審査委員会またはその一員から否定的報告のあった場合は、マスターは投票を行わずに申請の却下を宣言する。審査委員会またはその大多数より肯定的報告のあった場合は、ただちに白球と黒色キューブによる無記名投票を実施する。

（翻訳委員会注：上記、申請書にたいする審査委員会報告の採否に関する規定には論理上、相反する矛盾点があるが、総会における憲章改訂の採決のあるまでは元英文のままに和訳した。）

この場合、投票箱には全体の3分の1を黒色キューブとして十分な数の白球と黒色キューブを用意し、投票後、投票箱はジュニア・ウォーデン、シニア・ウォーデンおよびマスターに結果点検のため提出される。

第133条 b項 申請への投票（2）

同一集会において2人以上の申請に対して投票する場合は、必ず個々の申請に対してそれぞれ1回づつの投票を行なう。投票中に投票箱が正しく準備されていないとの異議のあった場合、マスターは投票結果の発表以前に状態を点検し、正しく準備されていない場合は、ただちにこれを是正し適正なる投票を実施させなければならない。

申請許可には出席の所属会員の全員一致の賛同を要し、必要に応じて、投票実施前に申請者の的確性やロッジへの受け入れの可否について討議することができる。

第133条 c項 申請への投票（3）

投票の結果、投票箱に黒色キューブのあった場合、マスターは誤り投票の可能性のあるため、投票結果を公表することなく再度の投票を命じ、この再投票を最終とする。しかし、最初の投票と再投票の間にはロッジ内におけるいかなる討論も厳禁され、再投票を他のロッジ集会に延期することもできない。

審査委員会が他には問題はないが、居住期間の不足、肉体的障害、12ヵ月以内の他ロッジでの申請却下の理由により不適格である旨を報告した場合、委員会はその件に関する特別報告書を提出し、マスターは投票を行わずに申請の撤回を命ずることができ、その旨は記録される。

第133条 d項 申請への投票（4）

転入および重複加入、入会、いずれの場合にも、所属会員は投票の否定的結果について、これを論議してはならない。投票内容を開示したり、あるいは開示を要求され、またはそれを許可されることもない。マスターに誤り投票の説明をする場合以外はその説明をしてはならない。

第134条 12ヵ月以内の入会再申請

12ヵ月以内に申請が却下された場合は、あらかじめ目的が所属会員に適正に通知されている集会において無記名投票による満場一致の要請のない限り、再申請を受理し票決するための集会への特免状は発給されない。特免状の発給された場合、発給費用は申請者の負担とする。

第135条 居住期間未満の入会申請

居住期間の条件を満たしていない入会申請の受理については、無記名投票によるロッジの満場一致の要請のない限り、申請の受理、票決のための集会への特免状は発給されない。発給された場合は、ロッジは申請に対して通常の審査の上、投票を行なう。

(1978年改訂)

第136条 試問

通常のロッジ集会における厳正な試問をへて、それぞれの階級に充分、習熟し、資格のあることが立証されない限り、エンタード・アプレンティスやフェロウ・クラフトは進級、あるいは昇級できない。また、入会したロッジが存続する場合は、そのロッジの正式な同意のない限り、他のロッジにおいて進級、昇級することはできない。

(注釈)

日本人会員の場合、古典的表現が現在、日常語として使用されていない実情にかんがみ、日本語の改訂版試問の使用が許可され、これには誓約、サイン、合図、合言葉を含む現代語の使用がグランド・マスターにより承認された。

(1973年グランド・マスター報告 p.44)

第136条 a 項 階級授与の手数料

傘下ロッジは全3階級授与の手数料を¥18,000以上とし、申請時に少なくとも半金を納入しなければならない。また、第二階級授与以前に手数料の4分の3、第三階級以前には全額の納入を完了し、他のロッジですでに第一階級または第二階級を授与されている場合は、申請とともにそのロッジの定款の定める残余に相当する手数料を納入する。

(1968年 改訂)

第136条 b 項 階級の授与

当管轄下のロッジにおいては、1集会における階級授与は2名までとし、それ以上の候補者に各自の階級を授与することはできない。また、1名の候補者に複数の階級を授与することもできない。ただし、グランド・マスターよりの特免のある場合は、1つの集会において2名またはそれ以上の候補者に合同で階級を授与することができる。

第136条 c 項 メイスンの正装

ブラザーの埋葬、その他フリーメイソンリーとしての義務や儀式の場合を除き、ロッジとしてあるいは個人のメイソン会員として、メイソンの正装で一般公衆の行進や集会その他に参加してはならない。

第136条 d 項

(1985年 P, 38/42 により削除)

第25章 終身会員と名誉会員

第137条 終身会員制度(1)

傘下ロッジは終身会員制度を採用することができる。この場合、所属会員はロッジの定める一時金の納入により終身会員となることができ、一時金の額はそのロッジの年会費の1.2倍またはグランド・ロッジの制定する終身会員基金に定められる金額、いずれか多い方の金額でなければならない。この他に傘下のロッジは動議により特別貢献のあった会員を終身会員とすることができるが、この場合には、上述の金額を一般会計からロッジの終身会員基金へ繰り入れなければならない。終身会員といえども、除名、資格停止、その他、メイスンとしての処罰の対象となることは避けられない。

(2000年 改訂)

第137条 a 項 終身会員制度(2)

ロッジが所属会員より徴収する年会費はロッジのグランド・ロッジへ納入する年間納付金を下回ることとはできない。ロッジの年会費の受領証(デューズ・カード)はグランド・セクレタリーにより用意され有料配布される様式によるものとし、特別貢献のあった会員、または支払い能力に乏しい会員としてロッジが認めた者意外は、定款の改定や、ロッジの決議、その他によって年会費の免除はできない。しかし所属会員全員に事前に文書を郵送、予告した月例会議において票決された場合には、一時金の納入により終身会員制度を導入することができる。ただし、この票決により決議した一時金の金額は、後述する終身会員基金の一覧表に示される一時金より小額であってはならない。ロッジが終身会員より徴収した基金は、基金以外の各種投資資金とともに、ロッジの承認とマスターの指示の下に、評価の高い銀行、一流の株式、債券、証券に投資し、その収益金のみがロッジの各種用途に使用され、終身年金基金の元金は基金として保持される。

ロッジが直接管理する終身会員制度では終身会員が死亡の場合は、その会員拠出の一時金はロッジの定款の規定にしたがって処理される。ロッジがグランド・ロッジによる終身会員基金へ加入している場合は、その拠出金はロッジへ返還、処理されることなく、基金の一部としてグランド・ロッジにとどめられる。ロッジからグランド・ロッジへ提出する年次報告書には普通、終身会員数が記載されるが、グランド・ロッジの終身会員基金へ加入している会員数は報告書に記載せず、グランド・インスペクターの証明によりその会員がグランド・ロッジの基金により処理されている旨を報告する。(2,000年改訂)

第137条 b 項 終身会員制度(3)

所属ロッジが終身会員と5年間にわたり連絡の取れなくなった場合は、ロッジの承認の下にこの会員の身分を「不明終身会員」に変更することができる。この変更によりロッジはこの会員のグランド・ロッジへの納付金の納入を免除され、ロッジの裁量によっては、この会員によって納入されロッジの終身会員基金の一部となっている一時金は一般会計に繰り入れることができる。

この場合、会員名はロッジよりグランド・ロッジへ提出する年次報告には「不明終身会員」として記載され、その年齢が百歳に達した時は「みなし死亡者」の分類に入れることができる。しかしロッジは継続してその会員が会員リストから外されるまでは、グランド・ロッジの支援の下に必要な応じて連絡を試みるべきで、万一再度、連絡の取れた場合はロッジは速やかに終身会員の身分を復活し、その会員のロッジの基金への拠出金をロッジの一般会計に繰り入れていた場合にはこれを基金に還元し、その会員の「不明終身会員」または「みなし志望者」として扱われていた期間の年間納付金の未払い分をグランド・ロッジへ返済する。

グランド・ロッジの終身会員基金に加入しているロッジの場合はすべての終身会員の関連資金の残金は基金加入の時点において「基金」に移っているから、「不明終身会員」から復帰した会員は第137条 c 項に定める年齢表に基づいてもとの基金加入時の身分に復帰する。(2002年改訂)

第137条 c 項 終身会員制度(4)

グランド・ロッジは「終身会員基金」を設定、而後、「基金」と称する。傘下ロッジは第137条 d 項に定める基金基準表に示される金額を納入することにより「基金」へ加入することができ、加入したロッジは而後、これにより所属の終身会員に対するグランド・ロッジへの年間納入金を免除される。下記基準表による「基金」への加入は2000年10月1日以前に実行されなければならない。「基金」の開始時に入会を希望するロッジは加入時のロッジの全終身会員が同時に加入しなければならない。2000年10月1日、加入希望ロッジの毎年の受付は2001年9月30日となり、「基金」への支払金は毎年、5%づつ増額される。この増額による基金開始の初年度以降に加入したロッジへの不合理な金利収益の分配を避けるためである。グランド・ロッジは「基金」を評価の高い銀行の定期預金、一流の株式、債券、証券に投資し、最善の収益を上げる。「基金」よりの収益はグランド・ロッジへの年間納入金の総合計を超える場合には、余剰金は基金加入者数の比率により「基金」へ加入しているロッジへ返還される。

基金加入の終身会員の死亡時には、「基金」の運営に変化はないが、グランド・ロッジの収益分配の計算基準となる年間の納入金の額は計上されない。いずれの場合も、ロッジへの基金収益よりの配分はない。(2000年改訂)

第137条 d 項 終身会員制度(5)

終身会員基金開始時の加入金は、加入時の会員個々の年齢により、下記のごとく異なるが、この金額は前項、第137条 c 項の規定により変化する。

<u>年齢</u>	<u>金額</u>
20 - 25	現行のグランド・ロッジへの年間納入金の 2.5 倍
26 - 30	同上 2.3 倍
31 - 35	同上 2.2 倍
36 - 60	同上 2.0 倍
61 - 65	同上 1.5 倍
66 - 70	同上 1.0 倍
71 - 75	同上 5 倍
75 - 79	同上 2 倍
80 -	基金に加入したロッジの承認により加入金不要

(2000年改訂)

第138条 名誉会員

ロッジは他のロッジの所属するマスター・メイソンの特に優れた功績にたいして名誉会員の称号を与えることができる。しかし、名誉会員にはそのロッジの所属会員としての特典や権利は与えられず、また、名誉会員に対するグランド・ロッジへの納付金の納入も要しない。

第27章 告発、上訴および処罰

第140条 グランド・マスターの問責(1)

グランド・マスターに職権の乱用、憲章や規定への違反、その他非メイソンの行動のあった場合は、5つのロッジのマスターが合意した場合、これを問責にすることができる。問責はそれぞれのマスターの署名を付した文書により、現在、当グランド・ロッジ傘下のロッジに所属し、日本に在住する、最も

新しいパスト・マスターに提出する。

第140条 a 項 グランド・マスターの問責（2）

問責文書を受け取った最も新しいパスト・グランド・マスターは、被問責のグランド・マスターが日本在住の場合は査問予定日の少なくとも30日以前、海外にある場合は120日以前に、被問責のグランド・マスターに問責文書の写しを送付または手交するとともに、当事者双方にとって便宜と考えられる査問の日時と場所を定めて通告し、同時に、傘下のロッジに所属する4名以上のパスト・グランド・マスターを査問委員会に任命して査問委員会を招集し、この旨を被問責のグランド・マスターに通告する。

第140条 b 項 グランド・マスターの問責（3）

このように構成された査問委員会、または個々の査問委員は、当事者のいずれかの要請に基づいて証人を喚問する権限を有する。査問委員会はその判断により証言を聴取し、被問責者の有罪、無罪を判定する。判定は査問委員の多数決により、この判定は最終決定である。

第140条 c 項 グランド・マスターの問責（4）

問責の結果、グランド・マスターに科せられる処罰は職権の剥奪のみであるが、その所属するロッジにおいて更に非メイスンの行為のかどで処罰を受けることはあり得る。

第140条 d 項 グランド・マスターの問責（5）

グランド・セクレタリーは上記の査問委員会に出席し、審問と判定を記録、保管し、これを次の年次総会に報告する。

第140条 e 項 グランド・マスターの問責（6）

査問の記録作成方法は本項では詳述しないが、憲章代44条 a 項を準用する。

第140条 f 項 グランド・マスターの問責（7）

査問委員の査問委員会への出席旅費はグランド・ロッジによって支払われ、グランド・ロッジ役員の総会出席の旅費規程が準用される。

第141条 ロッジ・マスターの問責（1）

ロッジ・マスターに職権の乱用、憲章や規定の違反、その他非メイスンの行為のあった場合は、5名の有資格のマスター・メイスンの合意によりこれを問責することができる。問責はそれぞれの署名を付した文書により、閉会中はグランド・ロッジへ、休会中にはグランド・マスターへ提出する。

第141条 a 項 ロッジ・マスターの問責（2）

上記の問責文書が提出された場合、内容によりグランド・ロッジまたはグランド・マスターは速やかに、3名以上、7名以下の公平な第三者である現任のマスターまたはパスト・マスターを任命、招集し、審問を行なうための査問委員会を編成させる。次いで問責側と被問責側の双方にとって最も便宜と考えられる日時と場所を定め、被問責者がロッジの所在地域にある時は少なくとも10日間、所在地域外だが日本国内の場合は30日、国外にある場合は120日の余裕を持って、召喚状により被問責者を召還し、これとともに問責文書の写しを送って被問責者が審問に対応できるようにする。

第141条 b 項 ロッジ・マスターの問責（3）

ロッジ・マスターへの査問委員会は委員長を互選し、委員会または個々の委員は当事者いずれかの要請により証人を喚問する権限を有する。承認がメイスン会員の場合はその名誉にかけて証言し、非会員の場合は証言は、法的に証言確認の権限を持つ公吏（公証人）の立会いの下に文書化せねばならない。このような法的証言を必要とする当事者は、相手方の要望によってはその立会いを可能とするため、事前に法的証言執行の日時を相手方に通告する。

第141条 c 項 ロッジ・マスターの問責（4）

査問委員会は適時、委員会の都合または当事者のいずれかの妥当な要請により、休会することができるが、結審は特別の事情によりグランド・マスターが許可しない限り、10日以内でなければならない。

第141条 d 項 ロッジ・マスターの問責（5）

査問委員会の多数決による判定は、次の総会において上訴の取り上げられない限り、委員会の総括的判定とみなされこれは最終判定である。

第141条 e 項 ロッジ・マスターの問責（6）

査問委員会によりロッジ・マスターに科せられる処罰は、その判定により、役職の剥奪、資格停止または除名のいずれかである。

第141条 f 項 ロッジ・マスターの問責（7）

査問委員会は審問と判定の完全な記録を取り、結審後、これをグランド・セクレタリーへ提出する。判定結果はグランド・マスターの指示によりすみやかに実行される。

第141条 g 項 ロッジ・マスターの問責（8）

問責の当事者の何れかは、結審後、30日以内の文書によるグランド・セクレタリーへの通告によって、次のグランド・ロッジ年次総会に上訴することができる。

第142条 ロッジ間などの紛争（1）

ロッジ間、あるいは、あるロッジと他ロッジの会員との間に紛争の生じた場合、会員が有資格者である時は、何れの当事者も以下の手順により、グランド・ロッジまたはグランド・マスターへ文書により提訴することができる。

第142条 a 項 ロッジ間などの紛争（2）

この種の提訴のあった場合、3名以上、5名以下の査問委員が任命、招集され、委員は少なくとも3つの異なるロッジに所属し、紛争に関係がなく、当事者双方にとって便利なロッジより選ばれた現任のマスターまたはウォーデンによって構成される。訴えられた側は本憲章の関係条項の規定にしたがい、対応に必要な猶予期間を与えられて召喚される。

第142条 b 項 ロッジ間などの紛争（3）

査問委員会は第141条 b 項に述べられた規定に準拠して、査問を進める権限を有し、審問と判定結果を記録する。査問委員会はメソニック慣行にしたがって懲罰を判定することができるが、メイスン

としての義務に違反しない限り、判定には状況により情状酌量の余地を有する。

第142条 c 項 ロッジ間などの紛争（4）

この件に関し当事者の何れも本憲章題141条 g 項に準拠して、グランド・ロッジへ上訴することができる。

第142条 d 項 ロッジの処罰権

グランド・マスターやロッジ・マスターの場合を除き、ロッジの処罰権は、そのロッジのすべての所属会員におよび、どこに居住していても、また会員が会費未納などの理由で資格停止になっていても、他ロッジ所属の会員も含めて、ロッジの所在地域近くに居住するすべてのメイスン会員に適用される。

二つ以上のロッジが同一地域に所在する場合は、双方のロッジが会員の所属に関係なく地域内のすべてのメイスン会員にたいして同等な処罰権を持つ。

会員がなんらかの理由で資格停止となっている場合はその会員の居住地に所在するロッジのみが処罰権を有する。

第142条 e 項 告発権

（自分の所属するロッジのマスターやグランド・マスターへの告発の場合を除き）ロッジの所属会員またはそのロッジの所在地域に居住するメイスン会員を非メイスンの行為により問責しようとする場合、いかなる有資格のマスター・メイスンも告発することができる。この場合、処罰権を持つロッジのマスターに告発者本人の署名をふして問責書を提出する。

第142条 f 項 問責文書

問責文書は、被問責者が告発された状況を正確に理解し、これを説明し、反論、釈明できるように、出来得る限り明確に、問責の対象となる非メイスンの行為の明瞭かつ正確な具体的事実を記述し、日時、場所その他すべての関連事実を述べなければならない。

第142条 g 項

（1999年削除）

第142条 h 項 特免状によるロッジの場合

同一地域に認証状によるロッジが存在する場合は特免状によるロッジのマスターへ問責状を提出することはできない。ただし、被問責者がその特免状によるロッジの所属会員であるか、あるいはその地域に認証によるロッジの存在しない場合は、問責状は特免状によるロッジへ提出され、この場合は特免ロッジのマスターは受け取った問責文書をすみやかにグランド・マスターの下へ転送する。グランド・マスターは問責がメイスンの違反行為に該当すると判断した場合は、他の認証状によるロッジのマスターを任命して問責にたいする査問を行なわせ、任命を受けたマスターは問責が直接、自分のロッジにたいして提出された場合と同様に処理する。

第143条 メイスンの問責と法廷審理の関係

メイスン会員として告発を受けた問責事項が法廷において審理中である場合、ロッジ・マスターの裁量によっては、法廷審理の結審までの間、メイスンとしての査問を延期することができる。しかし、判決がその会員に非道徳的行為のあったことを認めた場合で、メイスンとしての査問が保留中であり、査

問による結論を必要とする場合、この会員にたいする査問の管轄権を有するロッジのジュニア・ウォーデンはその義務として、判決に基づいてメイスンとしての告発行動を起こさなければならない。この場合、起訴、不起訴または有罪、無罪にかかわらず、メイスンとしての問責取り下げの理由とはならない。

第143条 a 項 査問(1) 問責文書の受理

問責文書が提出された場合、ロッジ・マスターは告発内容と具体的な違反事実を慎重に検討し、その根拠が薄弱、あるいは内容がメイスンとしての問責に値しないことが明らかな場合は、受理を拒否することができる。問責者が有資格マスター・メイスンであり、その内容が妥当と認められる場合は、できる限り速やかに「特別ロッジ集会」を開催する。

第143条 b 項 査問(2) 査問委員の選出集会

上記の特別集会開催の通告は、住所が明らかで集会に出席可能な範囲に居住する全所属会員に送られる。集会の通告は手書きまたは印刷により、可能な場合はタイラーその他の会員を通じて手交し、手交困難の場合は、通常の居所または職業上の住所に届けあるいは郵送し、集会の目的がある会員(氏名は明らかにしない)の非メイスンの行為を問責するための査問委員の選出を通告する。

第143条 c 項 査問(3) 問責文書

ロッジ・マスターは公正を保つため、問責文書のうち違反行為の具体的な事実が不明確、散漫、不確実、不適切、不十分な部分はこれを削除する権限を有し、いつでも〔告発者に〕問責文書の改訂を許すことができる。また、査問開始以前には告発の取り下げを許すことができるが、告発内容に刑事上の違反またはそれに類する行為が含まれる場合は告発取り下げは許されない。

第143条 d 項 査問(4) 査問委員の選出

査問委員選出の特別集会において、ロッジ・マスターは集会の目的を発表し、多数決により必要と考えられる査問委員の定数(7名以上、9名以下)を決定する。ついで、出席会員は決定した査問委員の定数にあわせて委員にふさわしい会員の氏名を一枚の投票用紙に列記し、投票数の多い候補者の氏名を発表する。

最初の投票で十分な委員数が決まらない時は、必要により定数に達するまで同様な投票を繰り返す。

第143条 e 項 査問(5) 査問委員の資格

証人となる者や、告発当初の最初の受理や審査に関わった者、その他、公正な審理に困難のある者は査問委員(コミッショナー)に任命してはならない。ロッジ・マスターは告発当初、最初の受理、審査の可否判定に関わったため、査問委員会(の判決)を主導することはできない。

第143条 f 項 査問(6) 査問会の告知

マスターは、当事者双方の弁宜と被問責者の出頭に必要な時間を考慮し、最初の査問会開催の日時、場所を決定し、セクレタリーに命じて査問委員と問責者の双方に、選出された旨を通知し、査問会の日時、場所を直接あるいは文書を持って通知する。セクレタリーにはマスターの署名する被問責者への召喚状を準備させ、これにより被問責者に出頭し、答弁の日時と場所を通知するとともに、問責事項の内容を文書をもって知らせる。

召喚状は2通用意し、1通は被問責者へ手交または送付し、他の1通は被問責者へ手交または送付した証明を付して査問委員会へ提出する。

第144条 査問(7) 召喚

非査問者がロッジの所在地域に居住する場合、召喚状と問責文書の写しはタイラーまたはロッジ・マスターの承認する他の会員を介して、査問会の少なくとも10日以前に直接手交するか、通常の居住地または職業上の住所に届ける。被問責者が日本国内に居て、ロッジの所在地域外に居住する場合は、文書はセクレタリーにより少なくとも査問会の30日以前に郵送その他、適切な送達手段によって送る。日本国外の場合は、同様な方法で少なくとも120日以前にその居所に送り、これをもって充分その目的を達すものとみなされる。

居所不明の場合は、ロッジ・マスターは当事者の一方だけの証言によりただちに査問を進めることを命ずる。

第144条 査問(8) 査問手続き

査問委員(コミッショナー)は定められた日時と場所に集合し、ロッジ・マスターの主催の下にあらかじめ、査問に関するメソニック法規上のすべての疑問点を明確にするが、マスターは査問委員(コミッショナー)の判決には投票しない。

セクレタリーまたはその不在時にはマスターにより指名された会員は査問会に出席し、委員会の管理の下に、審問と判決のすべての正確な記録を作成する。

被問責者は査問会において告発事項とその関連事実について、口頭または文書により答弁し、これは審問記録の一部となる。答弁にあたっては、告発された関連事実の全般または特定事項について否認することができ、また、一部を否認して一部を肯定することもできる。肯定部分についてはこれに関してその正当性またはこれにたいする情状酌量を主張することもでき、さらに、告発事項のすべてを肯定して犯した過ちにたいする悔悟の念を表明することもでき、自分自身またはその助言者の適切と判断するいかなる回答をも述べることができる。

任命された査問委員(コミッショナー)にたいして異議がある場合はすみやかに異議の理由を述べ、マスターは異議の可否を判定し、異議に正当な理由があり査問委員に空席のできる場合は、委員会はマスターの承認の下にロッジの他の会員を委員(単数または複数)に選任し、この新任の委員は他の委員と同等の権限を持つ。

マスターの選択によっては、有能な速記者を雇うことができるが、速記者はマスター・メイスンであり、その任務につくにあたっては、メイスン会員の証人の場合と同様な資格を要し、証人が証言記録に署名する前に記録に速記者自身の確認署名を必要とする。

第145条 査問(9) 証言

問責側、被問責側のいずれかにより要請された証人がロッジの所在地域内に居住するメイスン会員の場合は、ロッジ・マスターはこれを査問会に召喚し証言を得ることができる。

証人がメイスン会員ではあるが査問するロッジの所在地域外に居住し査問会への出席が困難な場合、査問するロッジ・マスターは、その旨を対立する当事者に通告の上、承認の居住する地域のロッジ・マスターに召喚を依頼し、証言させることができる。この場合、証言を文書化し、証人本人が署名して、証言を聴取したロッジ・マスターは証明のため、署名とロッジの公印(シール)を付して確認する。

日本国外に居住する証人の証言を要する場合、当事者双方の同意かまたはロッジ・マスターの判断により、直接尋問、反対尋問の質問形式の文書により証言を得ることができる。

メイスン会員でない者の証言を要する場合は、査問会に出席して、日本国法により法的権限を持つ公吏(公証人)立ち会いの宣誓下の確約によって証言し、査問委員会はその証言をメイスン会員による証

言と同様に扱う。

また、国法に基づき役所において公吏（公証人）立ち会いの下に宣誓証言をする場合は、その公式証言の日時と場所はロッジ・マスターにより、当事者双方に事前に通告され実施される。

有資格のマスター・メイスンの場合は、その名誉にかけて証言し、その他の証人の場合はすべて宣誓または確約により証言する。

すべての口頭の証言は、直接尋問、反対尋問を問わず、セクレタリーまたは速記者により完全に文書化され、文書化後、内容を証人にたいして読み上げ、誤りがあればこれを訂正し、複数の査問委員立ち会いの下に証人が署名する。証言書類は査問記録の一部とするか、またはその写しを添付する。

第 1 4 6 条 査問（ 1 0 ） 証言の採択基準

査問委員会は立証されて事実を判定する唯一の権威であり、どの証言をどの程度採択するかを判定する。査問形式への法律技術上の異議は許されず、いかなる証拠もロッジ・マスターの裁量によって除外してはならず、また、伝聞は証拠として採択してはならない。当事者に通告することなく無断で作成された宣誓供述書や宣誓証書は採択してはならないが、国の法廷や現在進行中の査問会、あるいはそれ以前の別の査問会において被問責者の認めた事実や自白の陳述は証拠として採択できる。

ただ一人の証人の証言によって有罪の判決を下す場合は、特別の注意が必要である。国の法廷における記録や法廷の記録係の記録した証言は証拠として採用することが出来るが、それ以外は問責者、被問責者双方に立ち会いの機会を与えずに証人を尋問したり、証言を聴取することは出来ない。

第 1 4 6 条 a 項 査問（ 1 1 ） 助言者

すべての有資格のマスター・メイスンは、問責者または被問責者の要請により助言者として告発または釈明に関して法的助言を与えることが出来る。助言者は被問責者より打ち明けられた内容を証言することは出来ないが、助言者として知りえた内容を（査問会に対して）開示するような被問責者に強く助言することが出来る。

第 1 4 6 条 b 項 査問（ 1 2 ） 結審期限

査問委員会は委員の便宜上または、当事者のいずれかに正当な理由のある場合には必要に応じて休会することが出来る。特別の事情があり、これにロッジ・マスターの許可が与えられない限り、10日以内に結審しなければならない。ただし、当事者のいずれかが陳述のために必要とする妥当な審理の延期は許されるべきである。

第 1 4 7 条 査問（ 1 3 ） 結審手続き

すべての証言を聴取した後、諮問委員会は委員とロッジ・マスター、セクレタリーのみが出席して判決の審議に入るが、マスターとセクレタリーはこの審議に関しては発言できず、すべての査問会に出席した委員のみが審議に参加できる。

充分、論議と審議をつくした上で各告発事項について、それぞれ無記名投票による「有罪」あるいは「無罪」の表決を行い、投票結果が記録される。また、非メイスンの行動についても、立証され確認された事項が必ずしもメイスンの問責事項とはならないこともあり得るから、別に同様な投票を行ない、結果を別に記録する。

全査問委員による多数決は有罪判決の必須条件である。被問責者が一つまたはそれ以上の告発事項や非メイスンの行動について有罪である時は、委員会の無記名投票により判決が決まるが、いかなる判決にせよ、その判決への大多数の委員よりの得票を必要とする。

投票は最初にロッジ・マスターより被査問者を「除名」にするか否かの審問があり、無記名投票によりその可否がきめられる。除名にたいして大多数の支持票のない場合は、次の審問は「資格停止」か否かであり、同様な方法で可否をきめ、資格停止に大多数の支持のない場合は、被問責者に「譴責」を適用するか否かの審問があり、上記と同様に可否を決定する。これらの投票結果はそれぞれの審理段階ごとにすべての可否の投票数とともに記録される。

査問の結審後、セクレタリーは査問委員会の管理下に、十分な部数の審理記録と判決の写しを作成し、全委員がこれに署名し、セクレタリーの証明のための副署とともにマスターに提出する。

マスターは次の月例会議においてロッジの所属会員のみの出席の下に、査問結果を発表し、セクレタリーに命じて結果をロッジの判決として記録させ、記録はロッジの保管庫に保存される。

第 1 4 7 条 a 項 査問 (1 4) 処罰

有罪判決にたいして科せられる処罰には、ロッジ集会における譴責、資格停止および除名がある。

処罰が譴責処分の場合は、ロッジ・マスターは査問結果を発表した次の月例会議に被判決者を召喚し、ロッジの所属会員のみの出席の下に処罰を実行する。その月例会議以前に被判決者からグランド・ロッジへ上訴する旨の正式通告のあった場合は、グランド・ロッジによる判決確定のあるまでは処罰は実行されない。

査問結果が資格停止あるいは除名の場合は、処罰はただちに実行され、セクレタリーはすみやかに本人に処罰内容を通告し、グランド・セクレタリーにたいしてもその旨を報告する。

第 1 4 8 条 査問 (1 5) 上訴

査問の当事者はいずれも、次のグランド・ロッジの年次総会に上訴することができるが、ロッジ・マスターにたいして査問結果の発表から 3 0 日以内に、文書により上訴の意図を通告しなければならない。

当事者のいずれかが、上訴に際して採択を希望する新たな証拠は、ロッジ・マスターのロッジでの査問結果の発表より 6 0 日以内にすべて文書に要約しなければならない。また、上訴に際して考慮を希望するすべての論点や陳情も文書に要約し、これら上訴において考慮を希望するすべての新証拠、論拠、陳情は次の年次総会の少なくとも 3 0 日以前にグランド・セクレタリーの下に提出されない限り採択されない。

上訴のなされた場合、除名と資格停止の場合は上訴のあるなしにかかわらず、ロッジ・マスターはセクレタリーに命じて査問記録の写しを作成させ、上訴に関して何らかの情報のある時にはこれとともに、すみやかにグランド・セクレタリーの下に提出させる。

第 1 4 8 条 a 項 査問 (1 6) 記録の提出

ロッジ・セクレタリーが作成した査問記録の写しはグランド・セクレタリーへの提出以前にロッジ・マスターに提示され、マスターは査問記録が、記録と証言を明確に区別してあり、公正かつ合法的に記述され、グランド・ロッジ憲章と諸規定に反しない旨を確認し承認の裏書を添える。

第 1 4 8 条 b 項 査問 (1 7) ロッジ・セクレタリーへの報酬

被問責者がそのロッジ所属あるいは他のロッジ所属の会員の場合を問わず、ロッジ・セクレタリーは召喚作業やグランド・セクレタリーへの提出する査問記録、その写しなどの作成作業に対して報酬を求めるとはできない。

第 1 4 9 条 査問 (1 8) 上訴にたいする判定

グランド・セクレタリーに提出されたすべての査問記録は、苦情処理委員会へ転送され、文書化されて提出された追加証拠とともに検討され、次のグランド・ロジ総会において検討結果が報告される。報告に基づき、グランド・ロジは当該ロジの判断による査問判決を承認、訂正、あるいはこれを変更、その他のロジの判決にたいして適切と考えられる指示を与える。

新たな査問の開催が指示されたり、あるいは譴責判決が確認された場合は、グランド・セクレタリーは当該ロジに対し、すみやかに、グランド・ロジの見解と判定の文書を送付する。

第149条 a 項 資格停止と除名処分

ロジにおける資格停止あるいは除名処分の判決が、グランド・ロジより破棄、却下された場合は、資格停止あるいは除名処分を受けた会員は、ただちにメイスン会員としてのすべての特典と権利を回復される。

第149条 b 項 ロジによる資格停止の取り消し

資格停止の判決はすべて無制限である。ロジはいかなる月例会議においても、出席会員の3分の2の賛成票により以前にロジ自身が決定した資格停止の判決を取り消し、その会員の元の特典と権利を回復できる。ただし、回復可否の票決を行なう場合は、票決の直前の月例会議において票決の行なわれる旨を公表しなければならない。資格停止取り消しの票決のあった場合はセクレタリーはただちに、当事者とグランド・セクレタリーにその旨を通告する。

第149条 c 項 総会における資格停止と除名処分の取り消し

グランド・ロジはどの総会においても、正当な理由が示され、後述の通告がなされた旨が立証された場合は、傘下ロジにおいて資格停止または除名処分を受けた会員のメイスンとしての特権と権利を回復することができる。この場合、その会員は資格停止または除名処分を受けたロジに所属したまま会員資格を回復することはない。

第149条 d 項 資格停止に対する上訴

非メイスンの行動のより資格停止を受けた会員が、グランド・ロジにメイスンとしての特典と権利の回復を上訴するに当たり、ロジが存続している場合は、まず、資格停止処分を受けたロジに対しその取り消しを申請する。申請が却下された場合はグランド・ロジに上訴することができるが、申請を却下したロジにたいして上訴の意図を総会開催の40日以上前に通告しなければならない。

第149条 e 項 除名処分に対する上訴

除名処分となった会員の場合、メイスンとしての特権と権利の回復をグランド・ロジへ上訴するに当たり、ロジが存続している場合は、上訴しようとする総会開催の少なくとも60日以前に文書により、グランド・ロジへの上訴のコピーを添えて、(旧所属の)ロジに上訴の意図を通告しなければならない。グランド・ロジへの上訴にあつたては、当該ロジへの通告がなされてことを証拠を持って立証することを要する。

第149条 f 項 除名処分の取り消し

グランド・ロジにたいして、除名処分を受けた会員のメイスンとしての特典と権利の回復を申請する意図のあるロジは、ロジ・マスターが可能な限り全所属会員に意図する票決を行う予定の月例会議の開催を通告し、その月例会議においてこの通告が規定にしたがって実行された旨を記録させる。月

例会儀では出席会員の3分の2の賛成票があれば、グランド・ロッジにたいして処分取り消しの申請がなされる。

第149条 g 項 資格停止と除名処分の公表

グランド・ロッジまたはグランド・マスターよりの指示のない限り、資格停止、除名またはその取り消しは本規定の定める以外の手続きにより公表されることはない。

第28章 ロッジの秩序

第150条 秩序と礼儀

主宰者の着席にともない、ロッジ内の全役員および会員はただちに各自の席につき、秩序を正し礼儀を守らなければならない。

第151条 発言

発言は、主催者に対して起立し、礼儀正しくこれを行う。主催者の許可のない限り、同一議題について2回を超えて発言してはならない。

第152条 案件(1)

すべての案件の選定は会員の意見に左右されることなく、主宰者がこれを決定する。

第153条 案件(2)

ロッジの案件の可否、決定は、特に定めのない限り、多数決による。

第154条 退室

ロッジの開会中、主催者の許可なく退室してはならない。

第155条 役員の離席

役員は各自の職務遂行の場合を除き、所定の席を離れてはならない。

第156条 ロッジへの出入

ロッジの開会、閉会の儀式中や議事録の朗読中、無記名投票中、あるいは階級授与の儀式中、出席者は各自の席にとどまり、会員や訪問者はロッジへ出入してはならない。

第157条 礼儀に反する行動

ロッジの開会中、会員や訪問者に礼儀に反する行動があった場合は、ロッジ・マスターはその判断によって、譴責を与え、あるいは退場を命ずることができる。

第158条 管理規定

グランド・ロッジ憲章と「建設者の法規」に示される道標はすべてのロッジに適用される管理規定であり、ロッジ運営上の疑義についてはこれらを参照しなければならない。ロッジのすべての決定に着いてグランド・ロッジに上訴はできるが、グランド・ロッジの裁定のあるまではロッジの決定にしたがわなければならない。

第159条 定款の改定

集会日時、入会費、年会費、慈善委員会支出などに関するロッジの定款は、月例会議において出席者の3分の2の賛成票により改訂できる。ただし、改訂案が票決の前月の月例会議において文書によって告示され、グランド・ロッジまたはグランド・マスターにより承認され、グランド・セクレタリーによりその旨の通告のあるまでは有効とはならない。

ロッジのセクレタリーは、改訂案が事前に告示されている旨を議事録に記載し、ロッジのシールを付した証明により、規定にしたがって必要な賛同票を得ていることを報告し、グランド・マスターの承認のために提出する。

第29章 ロッジ開設の特免と認証

第160条 開設

ロッジはグランド・マスターよりの特免状によるか、グランド・ロッジよりの認証状によってのみ開設される。

第161条 特免

退会証明書（デミット）または所定の書式に署名した証明書、あるいは、それぞれが有資格会員であることの証拠とともに、7名以上の有資格のマスター・メイソンが（申請書により）グランド・マスターに申請した場合、明らかに新ロッジ開設の妥当性と必要性が認められた時は、グランド・マスターはこれに特免状を発給し、適切なロッジの場所と名称を許可することができる。ただし、このロッジの名称は当管轄下の他のロッジと同一であったり、または、生存中の人物の氏名を用いてはならない。ロッジは新会員の入会、転入加入、重複加入を受理、許可する権限を持ち、グランド・マスターはこの新ロッジのマスターとウォーデンを任命する。

特免状の発給にはこれに加えて、隣接あるいは近辺の認証ロッジ（1つの町または都市に2つ以上の認証ロッジのある時は大多数のロッジによる）の所定の書式による推薦を要する。この推薦状には、新ロッジの申請者がすべて有資格のマスター・メイソンであり、新ロッジの開設は明らかに妥当で、メイソンリーの発展に資するものであり、ロッジ設備が警備上安全かつ適切である旨が述べられていなければならない。

ただし申請書に、グランド・マスターがメイソンリーに精通していると確信するロッジ・マスターよりの所定の書式による証明が添付され、この証明書に申請中の特免ロッジのマスターとウォーデンがそれぞれ、メイソンリーの3階級を正しく授与することができ、儀式と講義に精通していることが証明されれば、上記の条件は必要ではない。

第162条 特免（2）

前項の規定にしたがって返還された特免状とともに、所定の書式による認証状発給の申請書が提出された場合、ロッジの儀式仕様と議事録が適切と認められ、前項において必要条件とされたマスターとウォーデンの儀式と講義への精通度への証明書が添えられ、そこには一点の疑問もない場合は、グランド・ロッジは認証状の発給を支持し、適宜なロッジ名とロッジ番号を定める。

試験結果が不満足であったり、あるいは満足すべき証明書が提出できない場合は、認証状発給の申請は無条件に却下されるか、または、次の総会まで特免が延期されるが、それ以降の延期は許されない。

第163条 認証

新ロッジ開設の認証状発給は認められたが、ロッジ開設式と役員就任式へグランド・マスター直々の出席が困難な場合は、グランド・セクレタリーの副署とともにグランド・マスターが署名し、公印を付した公文書により、他の適任の現職のロッジ・マスターまたはパスト・マスターを任命し開設式と選出役員の就任式主宰を代行させることができる。このロッジに就任するマスターとウォーデンは開設認証状に氏名を記載された本人でなければならない。

第30章 ロッジの閉鎖

第164条 閉鎖

いかなるロッジも12ヵ月以上、集会を開催しない場合は「閉鎖」とみなされ、止むを得ない事情のない限り、認証状は没収される。

第165条 認証状その他の没収

閉鎖されたり、認証を取り消されたロッジの認証状は、当然、グランド・ロッジに返納されるが、ロッジの宝章その他の財産は、グランド・ロッジは単に保管の目的で没収するもので、ロッジの再開の場合は、閉鎖時における未納金の納付によりこれらの財産はロッジへ返還される。

第166条 閉鎖ロッジの資金

ロッジは認証状の返還に先だって、所有する資金を（会員間に）配分することは許されない。ロッジの保有資金はグランド・ロッジへ納入され、ロッジ再開時まで信託保全される。

第31章 ロッジの解散

第167条 解散

ロッジは次の場合、解散となる。

- (1) ロッジによる認証状の自発的返還をグランド・ロッジが受理した場合
- (2) グランド・ロッジにより認証状が没収された場合

第167条 a項 認証状の返還

認証状の返還は月例会議において、次回の月例会議で賛否を票決する旨を予告し、その月例会議において出席会員の8名またはそれ以上が反対しないことを要件とする。しかし、かりにロッジにおいて返還の票決があったとしても、グランド・ロッジの承認と受理のない限り、ロッジの返還票決は最終決定とはみなされない。

第167条 b項 認証状の没収

ロッジは以下の場合には認証状を没収される。

- (1) グランド・ロッジ憲章その他の規定に違反した場合
- (2) グランド・マスターの法的権威を無視した場合
- (3) フリーメイスン団体に継承される慣行に違反、あるいはこれを無視した場合
- (4) 不適格とわかっている人物の入会を許した場合、不適格なメイスン会員の矯正を拒否、またはこれをおこたった場合

(5) 連続して12ヵ月以上、集会を開催しない場合

ロッジにたいする告発がグランド・ロッジに提出され、グランド・ロッジの調査があり、告発されたロッジに問責事項が正式に通告されない限り、認証状が没収されることはない。しかし、妥当な理由があれば、グランド・ロッジまたはグランド・マスターは次の年次総会まで認証状を一時停止することができる。

第167条 c 項 認証状の没収または停止

ロッジが認証状を没収または停止された場合は、特別の許可を受けた会員を除いて、そのロッジの全所属会員のメイスンとしての権利と特典は停止される。

第167条 d 項 認証状の没収または返還

グランド・ロッジの宣告があった場合は、認証状の没収または自発的返還は、ロッジとその所属会員にとって最終決定であり、資金、宝章、備品、年会費その他すべての資産は第83条 c 項の規定にしたがって処分される。

第32章 ロッジ不加入のメイスン会員

第168条 ロッジへの加入

すべてのマスター・メイスンはメイスンの義務としていずれかのロッジに所属しなければならない。当管轄地域に6ヵ月以上居住するメイスン会員がいずれのロッジにも所属せず、いずれかのロッジへの加入申請を拒否または怠った場合、無資格者とみなされ、当団体のいかなる権利、特典あるいは救済の対象ともならない。このような立場にあるメイスンが加入により資格の回復を望む場合は、申請するロッジにたいして通常の加入に要する費用に加えて、そのロッジの定款に定める6ヵ月分に相当する年会費を支払うことを要する(この年会費は加入申請の受理、不受理に関係なくそのロッジの所有となる)。申請却下の場合は通常の加入のためにロッジへ前納した費用は本人に返還される。

第169条 加入しない会員

(退会した会員が当管轄下のロッジへ)加入しない場合、本人またはその家族にたいして、当管轄下のいかなるロッジよりの救済も受けることができず、加入目的の一回だけのロッジ訪問を除いては、いかなるロッジをも訪問することはできない。さらに、メイスンの祭典、行進などへの参加も許されず、メイスンとしての榮譽を受けて埋葬されることもない。

第33章 証明書

第170条 証明書と試問

当グランド・ロッジ傘下においては、(ロッジへの訪問者は)試問を受ける前提として有資格会員の証明の提示を要する。したがって、自分の会員資格について十分な証拠を示すか、または、証明書を持たないことへの十分な理由を示す場合のみ、訪問を受けたロッジはその者への試問を行うことができる。

第34章 傘下ロッジの定款(例)

第1条 ロッジの名称と役員

第1項 名称と役員

当ロッジはフリー・アンド・アクセプテッド・メイソンの_____ロッジ、No._____と称し、役員はそれぞれ1名のマスター、シニア・ウォーデン、ジュニア・ウォーデン、トレジャラー、セクレタリー、チャプレン、マーシャル、シニア・ディーコン、ジュニア・ディーコン、スチュワード(2名)、タイラー、その他、ロッジの任命する役員に丁構成される。

第2条 選挙と任命

第1項 選出および任命役員

マスター、シニア・ウォーデン、ジュニア・ウォーデン、トレジャラー、セクレタリーはグランド・ロッジ憲章第100条、100条a項、100条b項の規定にしたがい、無記名投票によって選出される。シニア・ウォーデンが任命することのできるジュニア・ディーコンを除いたすべて、マスターによって任命される。

タイラーは所属ロッジに関係なく有資格のマスター・メイソンを任命することができる。

第2項 選挙運動

会員は役員を選出、任命を問わず、自分自身または、他ロッジの会員も含めて、他のいかなる会員の選出または任命を示唆したり、選挙運動、投票依頼、投票勧告などを行なうことは一切、許されず、また役員候補の指名も許されない。この条項への違反は非メイソンの行動とみなされ、ロッジの判断によっては処罰の対象となる。

ロッジ・マスターは毎年、10月、11月、12月の月例会議において、出席の会員にたいしてこの条項を読み上げなければならない。

第3条 ロッジ集会

第1項 月例会

当ロッジの月例会議は毎月_____日の_____時より開催される。

第2項 特別集会

特別集会は随時、ロッジまたは主宰役員の手配によって招集される。

第3項 ロッジの休会期間

グランド・マスターは、休会期間中にロッジが月例会議を開催しない限り、ロッジよりの休会の申請を許可することができるが、休会期間は連続3ヵ月をこえることはできない。

第4項 出席者の定数

月例会議開催には少なくとも7名のロッジ所属の有資格のマスター・メイソンの出席を要する。また、階級授与にはその階級の儀典に定める必要数の出席を必要とする。

第5項 階級授与

階級授与にはそのロッジの正規に就任したマスター、シニア・ウォーデンまたはジュニア・ウォー

デンのうち、少なくとも1名の出席を要する。

第6項 例外への特免

上記第1項、第4項、第5項の要件を充たさないでロッジを開催する場合にはグランド・マスターよりの特免状を要する。

第4条 入会その他

第1項 申請

すべての入会、重複加入、転入加入の申請書は申請者自身が署名し、2名の所属会員の推薦を必要とし、申請書の写し1通は公表のため、すみやかにグランド・セクレタリーの下に送られる。申請は3名よりなるロッジの委員会の調査に委ねられ(特に許可のない限り)次の月例会議において調査結果を報告し、其処で受理あるいは却下の無記名投票を行なう。(入会申請書式の報告書部分参照)

第2項 入会の遅延

ロッジへの入会申請を受理された候補者が、受理の3ヵ月以内に入会式に出席しなかった場合は、ロッジから別途、指示のない限り、前納した入会金は返還することなく没収される。

第3項 定款への署名

(他のロッジよりの要請により階級を授与した場合を除き)当ロッジにおいてマスター・メイスンに昇級した会員、またはとロッジより加入してきた会員は定款(By-Laws)に署名する。

第5条 トレジャラー

第1項 任務

トレジャラーはセクレタリーよりすべての現金を受け取り、明瞭かつ正確な会計記録を作成保管し、マスターが署名しセクレタリーが副署した正規の支払伝票によってのみ支払いを実行する。6月と12月の月例会議においてロッジの金銭収支の全面的な会計報告を提出し、加えてロッジは随時、必要に応じて、現金の収支と残高の記録を提出させることができる。

第2項 支払い保証保険契約

ロッジからの指示があった場合は、その忠実な業務遂行を保証する十分な額の支払い保証保険契約を設定し、これをマスターの下に提出する。

第6条 セクレタリー

第1項 任務

セクレタリーはロッジのすべての議事録を正確に記録し、定めに従ってこれをグランド・ロッジに提出する。個々の所属会員の収支明細を記録し、5月と11月の月例会議において、それぞれの会員の未集金を報告する。ロッジへ支払われたすべての現金を受け取りこれをトレジャラーへ引き渡し、その他、職務に関する諸々の業務を処理する。

第2項 報酬

その職務にたいして年次毎にロジが定める報酬を受け、必要に応じて忠実な業務遂行のマスターへの保証として十分な額の支払保険証を設定する。ロジの諸々の未払い金が完済されない限り、月 ¥ _____ 以上の報酬は受けられないものとする。

第7条 タイラー

第1項 職務

タイラーは通常の職務に加え、すべての通告や召喚状を伝送し、ロジの必要とするその他の業務を行なう。

第2項 報酬

タイラーはその職務にたいしてロジの定める一定額の報酬を受ける。

第8条 納付金

第1項 納付金の額

当ロジの定める各種納付金は以下である。

全3階級の授与にたいして： ¥ _____

他ロジにおいてすでに第一階級を授与されている場合、

第二と第三階級のみ授与にたいして： ¥ _____

他ロジにおいてすでに第一、第二階級を序よされている場合、

第三階級のみ授与にたいして： ¥ _____

重複加入または転入加入にたいして： ¥ _____

第2項 申請書

上記の納付金とともに(憲章第136条a項の規定にしたがって)各種の申請書または申込書を添付し、添付のない場合はセクレタリーは(ロジにたいして)申請または申し込みのあったことを報告してはならない。

第9条 年会費

第1項 納付

当ロジの年会費は ¥ _____ とし、毎年、前納するものとする。

第2項 選挙権と被選挙権

年会費未納の会員は、年次役員選挙にあつたて選挙権も被選挙権もない。

第3項 年会費の未納

会員が2年を超える年会費の未納によって資格停止となっている場合、または、ロジにより年会費納入延期を認められている場合は、憲章第104条a項の規定によってのみ、その会員は有資格会員

の資格を回復することができる。

第4項 退会

有資格会員は年会費未納分を支払い、文書をもって月例会議に申し出ることにより退会することができるが、推薦証明はロッジの指示のない限り発給してはならない。

第10条 委員会

第1項 慈善委員会

慈善委員会はマスターと2名のウォーデンにより構成され、トレジャラーに指示して、1回につき¥ _____を超えない範囲で、困窮状態の陥ったブラザーまたはその家族、遺族に救済金を支出することができる。

第2項 会計監査委員会

マスターは選出直後の月例会議にて会計監査委員を任命し、この委員会はロッジへ提出されているすべての会計記録を監査し、次の月例会議において監査結果を報告する。

第3項 委員会報告

すべての委員会報告は文書によるものとする。

第11条 ロッジ運営管理の情報開示

第1項 情報開示の禁

入会、重複加入、転入加入の申請却下の場合、または、会員の譴責処分、資格停止、除名処分の場合、所属会員のいかなるかを問わず誰にたいしても、直接、間接に上記に関する情報を漏洩してはならない。

また、一般外部に公開すべきではない譴責、資格停止、除名に関するロッジの処分の記録類も一切、部外者に開示してはならない。

第12条 議題の順序

第1項 議事次第

当ロッジの月例会議の議事は通常、次の順序で行なわれる。

- (1) 前回の議事録朗読
- (2) 会計報告
- (3) 委員会報告
- (4) 無記名投票
- (5) 申請受理の報告
- (6) 未了案件
- (7) 新規案件
- (8) 階級授与

第13条

定款の訂正

第1項 改訂手続き

本定款の集会日時、入会費、年会費および慈善委員会支出に関する項目の改定は月例会議における出席会員の3分の2の賛成票により成立する。ただし、改訂案は直前の月例会議において文書によって所属会員に通告されなければならない。また、改訂がグランド・ロッジまたはグランド・マスターによって承認され、グランド・セクレタリーを通じて公式承認の通告のあるまでは有効とはならない。

ロッジのセクレタリーは議事録の改訂案が所属会員へ事前に通告された旨を記録し、改訂案の承認を求めて（グランド・ロッジへ）提出する時には、法定の賛成票数を含めてすべての法的手続きが取られた旨を、ロッジの公印（シール）を付した証明書をもって証明しなければならない。

第35章 リサーチ・ロッジ

第171条 開設

当日本グランド・ロッジ管轄下の認証ロッジに在籍する7名以上のマスター・メイスンより申請があり、その内、少なくとも3名が現在のロッジ・マスターあるいはパスト・マスターであり、全員が有資格会員である旨の証明をそえて申請した場合、グランド・マスターはメソニック教育と研究を目的としたリサーチ・ロッジ開設の特免を与えることができる。

第172条 規定の適用

リサーチ・ロッジは本章に特に定める場合以外は、通常のロッジに適用される「憲章」と「建設者の法規」のすべての規定の対象となる。

第173条 名称

この研究目的のロッジの名称は通常のロッジと区別するため「リサーチ・ロッジ」と称する。

第174条 開設申請

リサーチ・ロッジの開設にはほかのロッジよりの推薦を必要としない。

第175条 集会場所

リサーチ・ロッジ開設の特免状または認証状、およびその定款には特定の集会場所の明示を必要とせず、ロッジ・マスターの指示または所属会員の承認する場所において集会することができる。

第176条 集会時期

リサーチ・ロッジは承認された定款にしたがい、定期または不定期に集会することができる。ただし、毎年最低4回の定期集会の開催を要する。

第177条 集会施設

リサーチ・ロッジには集会施設の規定は特に必要なく、所属会員の決議や承認によって設定することができる。

第178条 入会申請

訓練目的あるいは他のロッジよりの依頼のない限り、リサーチ・ロッジは階級授与の申請を受付け、審査し、受理することはできない。

第179条 所属会員

リサーチ・ロッジの所属会員は、日本グランド・ロッジと相互承認関係にある管轄下に属する正規のマスター・メイスンのみをもって構成される。

第180条 所属会員の資格

リサーチ・ロッジの定款に定める所属会員の資格は以下の3項に分類される。 (2003年改訂)

第180条 a 項 正式会員

正式会員は日本グランド・ロッジ傘下の認証ロッジに所属するか、日本グランド・ロッジと相互承認関係にあるグランド・ロッジの会員で、リサーチ・ロッジに入会申請したもので、申請者は書面をもって積極的にリサーチ・ロッジの教育、研究に参加することに同意する旨を表明し、正式の集会において少なくとも6分の5の出席会員の申請受理への賛同を要する。正式会員はリサーチ・ロッジのすべての選挙と票決に参加し、適格の場合には、リサーチ・ロッジの選出または指名役員となることができる。 (2003年改訂)

第180条 b 項 通信会員

通信会員は、フリーメイスンリーより除名された会員を除き、正式の申請により、リサーチ・ロッジの議事録の頒布を受けることができる者で、マスターの許可のある場合のみ集会に出席することができる。 (2003年改訂)

第180条 c 項 名誉会員

本憲章第137条および第138条の規定により名誉会員の資格を授与することができる。

(2003年改訂)

第181条 特免と認証

リサーチ・ロッジへの特免や認証については、儀式と講義に関するマスターとウォーデンへの資格証明書は必要としない。

第182条 役員

リサーチ・ロッジの役員は、マスター、シニア・ウォーデン、ジュニア・ウォーデン、トレジャラー、セクレタリー、その他、承認された定款に定める役員を持って構成される。

第183条 マスターとウォーデン

リサーチ・ロッジのマスターとウォーデンに就任できるのは日本グランド・ロッジ傘下の正規に開設され承認されているロッジの現任のマスターまたはパスト・マスターに限る。 (2010年改訂)

第184条 集会の一般公開

リサーチ・ロッジの集会は一般公開により開催できるが、この場合、開会、閉会の儀式はグランド・

ロッジの定め、承認する一般公開の儀式仕様による。

第185条 査問勧告

リサーチ・ロッジはその所属会員にたいする処罰権は持たないが、通常のロッジにたいして、所属会員または所在地内の会員にたいする査問を勧告あるいは告発することができる。

第186条 処罰

上記第185条の規定にかかわらず、リサーチ・ロッジは所属会員に年会費滞納のある時は、正規の集会において出席会員の6分の5の賛同があった場合、その会員の身分を正式会員から賛助会員へ変更したり、賛助会員から通信会員へ変更、あるいはロッジからの除名処分にすることができる。しかし、リサーチ・ロッジによるこのような措置はその会員のメイスンとしての資格には影響を及ぼすものではない。

第187条 正規の会員数

正式会員のみがリサーチ・ロッジの会員名簿に記載され、正規の会員数として登録される。

(2010年改訂)

(完)

グランド・ロッジ憲章 目次

第1章

グランド・ロッジの構成その他

第1条	公式名称
第1条 a 項	公印（シール）
第2条	その構成
第3条	役員資格
第4条	役員定数
第5条	役員就任資格
第6条	総会への出席
第7条	役員称号
第8条	役員服装
第9条	役員選挙
第10条	グランド・ロッジの権威と機能
第11条	紛争の上訴、調査と裁定
第12条	多数決の原則
第13条	委員会への付託
第14条	発言回数と発言方法
第15条	年次総会開催地と日付
第16条	役員選出と就任
第17条	グランド・ロッジ役員投票権
第17条 a 項	ロッジ投票権（1）
第17条 b 項	ロッジ投票権（2）
第17条 c 項	ロッジ投票権（3）
第17条 d 項	ロッジ投票権（4）
第17条 e 項	ロッジ投票権（5）
第17条 f 項	グランド・マスター投票権
第18条	総会不参加のロッジ
第19条	役員職務
第20条	疑似審議への出席数

第2章

グランド・マスター

第21条	その地位
第22条	その決定
第23条	その特権

第24条	臨時のグランド・ロッジ開催
第25条	主宰権限
第26条	その他の権限
第27条	グランド・ヒストリアンの任命
第28条	グランド・トレジャラーとグランド・セクレタリーの補充
第29条	特免状の発給
第30条	ロッジ開設の特免状
第31条	メイスン資格の即時授与
第32条	認証状の一時停止
第33条	ロッジ・マスターの職権の一時停止
第34条	グランド・レプレゼンタティブ(代表)の指名
第35条	グランド・インスペクターの指名
第36条	緊急の場合の特免状発給
第36条 a 項	緊急時の支出
第37条	グランド・マスターの代行
第38条	グランド・マスターの職権乱用

第3章 デビュティ・グランド・マスター

第39条	職務の代行
------	-------

第4章 グランド・ウォーデン

第40条	職務の代行
第41条	(削除)

第5章 グランド・トレジャラー

第42条	基本職務
第43条	支出
第44条	経理業務
第45条	経理報告
第46条	責任保障保険契約
第47条	業務の引き継ぎ
第48条	補佐役
第49条	報酬

第6章 グランド・セクレタリー

第50条	議事録
第51条	会員記録
第52条	文書と公印
第53条	署名と証明
第54条	年次報告書と納付金
第55条	ロッジよりの年次報告
第56条	通信事務
第57条	集会への出席
第58条	執務時間
第59条	年次総会議事録
第60条	補佐役

第61条	速記者
第62条	臨時總會
第62条 a 項	死亡証明
第62条 b 項	備品管理
第62条 c 項	審議未了案件の提示
第62条 d 項	支払命令書
第62条 e 項	報酬
第62条 f 項	責任保証保険契約
第62条 g 項	その他

第7章 **グランド・ロッジの任命役員**

第63条	グランド・チャプレン
第64条	グランド・レクチャラー
第65条	グランド・オレーター
第65条 a 項	グランド・マーシャル
第65条 b 項	グランド・スタンダード・ベアラー
第65条 c 項	グランド・スウォード・ベアラー
第65条 d 項	グランド・バイブル・ベアラー
第65条 e 項	グランド・ディーコン
第65条 f 項	グランド・スチュワード
第66条	グランド・パーシバント
第67条	グランド・オーガニスト
第68条	グランド・タイラー

第8章 **祭典**

第69条	聖ヨハネの日
------	--------

第9章 **法の解釈**

第70条	建設者の法規
------	--------

第10章 **憲章の改訂**

第71条	改定案
第72条	憲章の改訂
第73条	改定案の保留
第74条	(削除)
第75条	表決の定数

第11章 **グランド・ロッジの委員会**

第76条	通常の委員会
第77条	常任委員会
第77条 a 項	理事会
第78条	特別委員会
第79条	案件の審議と予算措置
第80条	支払い命令

第12章 **グランド・ロッジの資産**

第81条	資産の取扱い
------	--------

第13章		グランド・ロッジへの納付金、手数料など
------	--	---------------------

第 1 4 章

第 8 2 条	グランド・ロッジの収入源
第 8 3 条	グランド・ロッジへの納付金など
第 8 3 条 a 項	グランド・ロッジへの手数料
第 8 3 条 b 項	重複会員の納付金その他
第 8 3 条 c 項	ロッジ解散時の処置
管轄下のロッジ	
第 8 4 条	認証状によるロッジ
第 8 5 条	特免状によるロッジ
第 8 6 条	1 日に授与できる階級数
第 8 7 条	1 候補に授与できる階級数
第 8 8 条	申請受理の禁止事項
第 8 9 条	投票義務
第 9 0 条	特免ロッジへの適用
第 9 1 条	ロッジの定款
第 9 2 条	入会、進級、昇級の許可
第 9 3 条	再度の申請
第 9 4 条	申請却下の報告
第 9 5 条	処罰関連事項の公表
第 9 6 条	資格停止または除名処分
第 9 7 条	入会申請却下の関連規定
第 9 8 条	年次報告書 (1)
第 9 9 条	年次報告書 (2)
第 1 0 0 条	役員選出
第 1 0 0 条 a 項	ロッジ・マスターの就任
第 1 0 0 条 b 項	ウォーデンの就任
第 1 0 0 条 c 項	役員選挙
第 1 0 0 条 d 項	役員の資格証明書
第 1 0 1 条	投票権と重複会員の役職
第 1 0 2 条	重複加入と転入の受理
第 1 0 2 条 a 項	重複会員と多重会員
第 1 0 3 条	月例会議
第 1 0 4 条	ロッジへの年会費
第 1 0 5 条	居住期間
第 1 0 5 条 a 項	入会申請資格
第 1 0 6 条	申請への投票
第 1 0 7 条	階級授与への異議 (1)
第 1 0 7 条 a 項	階級授与への異議 (2)
第 1 0 7 条 b 項	階級授与へお意義 (3)
第 1 0 8 条	第一、第二階級会員の詩罰
第 1 0 9 条	上訴
第 1 1 0 条	肉体的条件
第 1 1 1 条	読み書き能力

第 1 1 2 条	他ロッジへの訪問 (1)
第 1 1 3 条	他ロッジへの訪問 (2)
第 1 1 4 条	ロッジの構成
第 1 1 5 条	選出役員の就任
第 1 1 6 条	任命役員の就任
第 1 1 7 条	帳簿の監査
第 1 5 章	ロッジのマスター
第 1 1 8 条	マスターの権限
第 1 1 9 条	マスターの責務
第 1 2 0 条	マスターの訴追
第 1 2 0 条 a 項	マスターの追加票
第 1 2 0 条 b 項	マスターへの処罰
第 1 6 章	シニアおよびジュニア・ウォーデン
第 1 2 1 条	ウォーデンの職務
第 1 7 章	トレジャラー
第 1 2 2 条	トレジャラーの職務
第 1 8 章	セクレタリー
第 1 2 3 条	セクレタリーの職務
第 1 2 3 条 a 項	セクレタリーの保管書類
第 1 2 3 条 b 項	セクレタリーの保管するその他の書類
第 1 2 3 条 c 項	年会費の滞納者
第 1 9 章	ディーコン
第 1 2 4 条	ディーコンの職務
第 2 0 章	スチュワード
第 1 2 5 条	スチュワードの職務
第 2 1 章	タイラーその他の任命役員
第 1 2 6 条	タイラーの職務
第 1 2 6 条 a 項	他の任命役員の職務
第 2 2 章	ロッジの委員会
第 1 2 7 条	財務委員会
第 1 2 8 条	慈善委員会
第 2 3 章	慈善委員会
第 1 2 9 条	資金、資産の運用
第 1 3 0 条	ロッジの資金
第 1 3 1 条	慈善と救済
第 2 4 章	入会
第 1 3 2 条	入会その他の申請 (1)
第 1 3 2 条 a 項	入会その他の申請 (2)
第 1 3 2 条 b 項	入会申請の却下
第 1 3 3 条	申請の審査
第 1 3 3 条 a 項	申請への投票 (1)
第 1 3 3 条 b 項	申請への投票 (2)

第133条 c 項	申請への投票 (3)
第133条 d 項	申請への投票 (4)
第134条	12カ月以内の入会申請
第135条	居住期間未満の入会申請
第136条	試問
第136条 a 項	階級授与の手数料
第136条 b 項	階級の授与
第136条 c 項	メイソンの正装
第136条 d 項	(削除)

第25章 終身会員と名誉会員

第137条	終身会員制度 (1)
第137条 a 項	終身会員制度 (2)
第137条 b 項	終身会員制度 (3)
第138条	名誉会員

第26章 ロッジヨリノ退会

第139条	ロッジヨリノ退会
-------	----------

第27章 告発、上訴および処罰

第140条	グランド・マスターの問責 (1)
第140条 a 項	グランド・マスターの問責 (2)
第140条 b 項	グランド・マスターの問責 (3)
第140条 c 項	グランド・マスターの問責 (4)
第140条 d 項	グランド・マスターの問責 (5)
第140条 e 項	グランド・マスターの問責 (6)
第140条 f 項	グランド・マスターの問責 (7)
第141条	ロッジ・マスターの問責 (1)
第141条 a 項	ロッジ・マスターの問責 (2)
第141条 b 項	ロッジ・マスターの問責 (3)
第141条 c 項	ロッジ・マスターの問責 (4)
第141条 d 項	ロッジ・マスターの問責 (5)
第141条 e 項	ロッジ・マスターの問責 (6)
第141条 f 項	ロッジ・マスターの問責 (7)
第141条 g 項	ロッジ・マスターの問責 (8)
第142条	ロッジ間などの紛争 (1)
第142条 a 項	ロッジ間などの紛争 (2)
第142条 b 項	ロッジ間などの紛争 (3)
第142条 c 項	ロッジ間などの紛争 (4)
第142条 d 項	ロッジの処罰権
第142条 e 項	告発権
第142条 f 項	問責文書
第142条 g 項	酒類取扱業者
第142条 h 項	特免状によるロッジの場合
第143条	メイソンの問責と法廷審理の関係

第143条 a 項	査問(1) - 問責文書の受理
第143条 b 項	査問(2) - 問責委員の選出集会
第143条 c 項	査問(3) - 問責文書
第143条 d 項	査問(4) - 問責委員の選出
第143条 e 項	査問(5) - 査問委員の資格
第143条 f 項	査問(6) - 査問会の告知
第144条	査問(7) - 償還
第144条 a 項	査問(8) - 査問手続き
第145条	査問(9) - 証言
第146条	査問(10) - 証言の採択基準
第146条 a 項	査問(11) - 助言者
第146条 b 項	査問(12) - 結審期限
第147条	査問(13) - 結審手続
第147条 a 項	査問(14) - 処罰
第148条	査問(15) - 上訴
第148条 a 項	査問(16) - 記録の提出
第148条 b 項	査問(17) - ロッジ・セクレタリーへの報酬
第149条	査問(18) - 上訴にたいする判定
第149条 a 項	資格停止と除名処分
第149条 b 項	ロッジによる資格停止の取り消し
第149条 c 項	総会における資格停止と除名処分の取り消し
第149条 d 項	資格停止にたいする上訴
第149条 e 項	除名にたいする上訴
第149条 f 項	除名処分の取り消し
第149条 g 項	資格停止と除名処分の公表

第28章 **ロッジの秩序**

第150条	秩序と礼儀
第151条	発言
第152条	案件(1)
第153条	案件(2)
第154条	退室
第155条	役員の離席
第156条	ロッジへの出入
第157条	礼儀に反する行動
第158条	管理規定
第159条	定款の改訂

第29章 **ロッジ開設の特免と認証**

第160条	開設
第161条	特免(1)
第162条	特免(2)
第163条	認証

第30章 **ロッジの閉鎖**

第164条	閉鎖
第165条	認証状その他の没収
第166条	閉鎖ロッジの資金

第31章 ロッジの解散

第167条	解散
第167条 a 項	認証状の返還
第167条 b 項	認証状の没収
第167条 c 項	認証状の没収または停止
第167条 d 項	認証状の没収または返還

第32章 ロッジ不加入のメイスン会員

第168条	ロッジへの加入
第169条	加入しない会員

第33章 証明書

第170条	証明書と試問
-------	--------

第34章 参加ロッジの定款(例)

第1条	ロッジの名称と役員
第1項	名称と役員
第2条	選挙と任命
第1項	選出および任命役員
第2項	特別集会
第3項	ロッジの休会期間
第4項	出席者の定数
第5項	階級授与
第6項	例外への特免
第4条	入会その他
第1項	申請
第2項	入会の遅延
第3項	定款への署名
第5条	トレジャラー
第1項	任務
第2項	支払保証保険契約
第6条	セクレタリー
第1項	任務
第2項	報酬
第7条	タイラー
第1項	職務
第2項	報酬
第8条	納付金
第1項	納付金の額
第2項	申請書
第9条	年会費
第1項	納付

第2項	選挙権と被選挙権
第3項	年会費の未納
第4項	退会
第10条	委員会
第1項	慈善委員会
第2項	会計監査委員会
第3項	委員会報告
第11条	ログ運営管理の情報開示
第1項	情報開示の禁
第12条	議題の順序
第1項	議事次第
第13条	定款の改訂
第1項	改訂手続き

第35章 リサーチ・ロジ

第171条	開設
第172条	規定の適用
第173条	名称
第174条	開設申請
第175条	集会場所
第176条	集会時期
第177条	集会施設
第178条	入会申請
第179条	所属会員
第180条	所属会員の資格
第180条 a 項	正式会員
第180条 b 項	賛助会員
第180条 c 項	通信会員
第180条 d 項	名誉会員
第181条	特免と認証
第182条	役員
第183条	マスターとウォーデン
第184条	集会の一般公開
第185条	査問勧告
第186条	処罰
第187条	正規の会員数

(完)